

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	第2章	6	—	事業期間	事業スケジュールについて、設計・施工期間の延長が認められた場合、それに伴って運営期間及び運営費も変更となると考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間の終了予定日に変更はないため、お見込みのとおりです。
2	5	第2章	7	—	事業方式	本施設を30年以上にわたって使用する予定とありますが、運営事業期間満了から15年間、運営事業者の契約はどのように扱われますでしょうか。	運営・維持管理期間の終了前年度に改めて運営事業者の選定を行うことを予定しています。
3	10	第3章	2	(1) (ウ)	本施設の設計・建設を行う者の要件	配置する技術者について、契約の当初より製作期間（非専任）と工事期間（専任）に分けて、それぞれ異なる技術者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できるときに限り、可とします。ただし、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。なお、製作期間においても専任の監理技術者を配置してください。
4	10	第3章	2	(1) (ウ)	本施設の設計・建設を行う者の要件	配置予定技術者は複数申請しても宜しいでしょうか。また、実施設計及び製作期間と現場工事期間とで監理技術者を交代（所謂リレー方式）しても宜しいでしょうか。	No. 3のとおりです。
5	10	第3章	2	(1) (ウ)	本施設の設計・建設を行う者の要件	様式第8号-3にて届出をした者から、同等の資格を持つ者への変更は可能ですか？	原則、No. 3で示す時期以外の変更は不可とします。
6	11	第3章	2	(2) (イ)	本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	現場総括責任者は複数申請しても宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務の開始時に申請されていた者から現場総括責任者を決定する場合は可とします。
7	11	第3章	2	(2) (イ)	本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	様式第8号-4にて届出をした者から、同等の資格を持つ者への変更は可能ですか？	原則不可とします。
8	13	第3章	7	(1) (エ)	入札書比較価格	入札書比較価格を構成する運営・維持管理業務に係る対価の内訳額に、様式第13号-15-1にある【電力費】【下水道料金】は含まれますか。含まれるのであれば単価はどのように設定すれば良いでしょうか。	入札説明書p33「別紙3」を参照ください。なお、下水道料金の単価は大仙市下水道、電力費は貴社が想定している電力会社の単価を用いてください。
9	13	第3章	7	(1) (エ)	入札書比較価格	入札書比較価格を構成する運営・維持管理業務に係る対価の内訳額は、要求水準書【運営・維持管理業務編】P27 添付資料②の計画年間処理量を根拠としていると理解してよろしいでしょうか。	内訳額の根拠は非開示とします。
10	14	第4章	2	(1)	基本協定の締結	「落札者」の運営事業者が単独企業である場合は、基本協定の締結を必要とせず、省略することもできると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	16	第4章	2	(5)	イ 運営・維持管理期間における保証	運営・維持管理期間における保証として契約保証金の記載がありますが、運転維持管理契約書第4条に記載の履行保証保険契約で代替可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	17	第5章	1	(3)	入札説明書等に関する質問受付	令和4年2月18日に公表された「実施方針に係る質問に対する回答書」のご回答内容は、公告後も有効との理解で宜しいでしょうか。	4月11日の入札公告後の質問回答等のみ有効と考えてください。
13	18	第5章	1	(5)	参加資格確認申請書類の提出	「副本1部を以下の通り提出すること」とありますが、副本に関して技術提案書のように、企業名等がわかる記述を避ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

14	22	第6章	1	(3)	予定する建設事業者の構成(必要により)(様式第4号)	「予定する建設事業者の構成(必要により)(様式第4号)」とありますが、運営事業者で共同企業体を結成する場合は、同様の書類の提出が必要という理解でよろしいでしょうか。また、提出が必要な場合の提出時期は参加資格確認申請書類の提出後でもよいと考えてよろしいでしょうか。	共同企業体を結成する場合には資格確認申請書類の提出時に併せて該当様式を提出してください。 なお、本組合としては共同企業体での参加は想定しておりません。
15	22	第6章	3	—	入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ(CD-R)について、1枚のCDに正・副の各データを保存したものを3部提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	23	第6章	3	(4)	ア 施設概要説明書	q工事工程表と記載がありますが、P25カaにも全体工事工程と記載があります。このように項目が重複している場合、同じ図書を提出すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	25	第6章	3	—	入札提案書類	要求水準書【運営・維持管理業務編】を満たしていることを確認できる資料(設計仕様書)は、施設計画図書に添付するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	26	第7章	2	(1)	参加資格申請書	参加資格申請書類はファイル綴じでしょうか? 袋綴じでしょうか?	ファイル綴じとします。
19	26	第7章	4	—	提案書	「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料及び提案図書概要版」は提案書として合冊で製本し提出するのでしょうか。もしくは、各図書をそれぞれ分冊で製本して提出するのでしょうか。また、製本の方法はチューブファイル等指定はありますか?	合冊で製本し提出してください。なお、製本の方法についてはチューブファイルとします。
20	26	第7章	4	(1)	提案書	提案書のページ番号について、「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」および「提案図書概要版」のそれぞれで通し番号をふるという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	27	第7章	4	(8)	提案書	電子データは「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」毎に1つのPDFファイルとして提出とありますが、製本と同様に「添付資料」と「提案図書概要版」はまとめて1つのPDFファイルで提出すればよろしいでしょうか。	分割したファイルでの提出とします。
22	27	第7章	4	(8)	提案書	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、データ容量によりCD-Rに記録できない場合はその他記憶媒体での提出も可能でしょうか。その場合、使用できる記憶媒体に関してご教示ください。	DVD-Rでの提出を可とします。
23	27	第7章	4	(8)	提案書	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、正副ともに一式としご提出するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	27	第7章	5	(1)	施設計画に係る提案概要	A4版・縦・横書き・1枚(両面印刷で2ページ以内)とありますが、様式や文字数は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、文字フォント、文字サイズ等は読みやすいものとなるよう配慮願います。
25	27	第7章	5	(3)	施設計画に係る提案概要	使用するパース図については、図面提出した以外のパースを含めてもかまわないでしょうか。	別途作成したものを使用して構いません。
26	28	第7章	6	(2)	保険	貴組合が加入する保険の種類及び保険対象をご教示願います。	市有物件災害共済会や全国自治協会への加入を予定しております。し尿処理施設および諸設備工作物を対象とします。
27	28	第7章	6	(4)	工事出来高の確保	初年度に想定されている工事出来高率はどの程度でしょうか。	建設工事費の5%程度とします。
28	28	第7章	6	(4)	工事出来高の確保	「本組合の予定する初年度の工事出来高」とありますが、予定されている工事出来高をご教示願います。また、令和5年度、令和6年度に予定されている出来高比率等があればご教示願います。また、循環型社会形成推進地域計画をご提示願います。	現時点では令和4年度5%程度、令和5年度35%程度、令和6年度60%程度を想定しております。 循環型社会形成推進地域計画は非提示とします。
29	28	第7章	6	(4)	工事出来高の確保	「本組合の予定する初年度の工事出来高を可能な限り確保するよう、工事工程の調整等に努めること。」とありますが、初年度を含めた各年度の工事出来高(交付対象額を含む)の予定額をご教示願います。	No. 28のとおりです。

30	28	第7章	6	(4)	工事出来高の確保	「本組合の予定する初年度の工事出来高を可能な限り確保するよう、工事工程の調整等に努めること。」とありますが、特定事業契約本契約成立が令和4年12月となっており、適切な設計期間の確保と、コロナ禍や戦争等の影響により資材調達が非常に困難な状況であることから、4か月での工事出来高の確保は非常に厳しい条件であると考えます。初年度の工事出来高を確保できなかった場合は、次年度繰越が可能と考えてよろしいでしょうか。	可能な限り初年度での出来高を計上してください。
31	28	第7章	6	(5)	要求水準書の範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案」とありますが、具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。事例等も踏まえてご教示願います。	各社の提案内容に影響することが想定されるため、回答を明示しません。
32	28	第7章	6	(7)	地元企業の活用及び雇用等への配慮	設計・建設工事に関しては、主たる営業所も含まれますが、運営・維持管理期間中等において、建設業を持たない営業所(本店は組合管内ではない)からの物品調達等も地元貢献と含まれると考えてよろしいでしょうか。	物品調達についても、管内企業として、組合管内に事業所（許認可登録を必要とする業種にあっては、当該認可等を受けている事業所）等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業も地元貢献に含むものとします。
33	28	第7章	6	(7)	地元企業の活用及び雇用等への配慮	SPCを設立した場合、SPCを設置した自治体に納める税金等は地元貢献に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	33	別紙3	2	(2) ア	各年度処理量	「各年度処理量（計画値）は要求水準書（別添資料1）を参照すること」とありますが、別添資料1には処理量に関する記載がありません。入札価格（変動費）の算定にあたって使用する各年度処理量は、要求水準書添付資料②の数値であるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	33	別紙3	2	(2) ア	※2 搬入量の単位	「搬入量の単位は（kL）、小数点以下第2位（10L単位）までを有効桁数とする。」とありますが、小数点以下第2位以下は切り捨てとするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	34	別紙3	3	(2) ア	(ア) 支払回数	業務委託料の支払回数は年12回となっていますが、四半期ごとの年4回でもよろしいでしょうか。	契約交渉で決定とします。
37	34	別紙3	3	(2) ア	(イ)	月報は月次で提出する上で、請求書は四半期毎の年4回でもよろしいでしょうか。	契約交渉で決定とします。
38	33	別紙3	3	(2) ア	運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	電力料金算定に当たり、既設大曲仙北広域中央し尿処理センターの月々の電力使用量の解る「電気料金請求書」、「電気使用量のお知らせ」など3年分ご教示願います。	受託業者の内容であるため、提示できません。
39	34	別紙3	3	(2) ア	(エ) 運営・維持管理業務委託料B	「運営・維持管理業務委託料B（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額とする。」とありますが、端数調整は年度末の3月に行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	37	別紙4	リスク分担表	—	近隣対応リスク	事業者の責において発生した近隣対応リスクは事業者、それ以外は組合との認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
41	37	別紙4	リスク分担表	—	近隣対応リスク	「本施設の設置そのもの」とありますが、設置の定義は運営維持管理までの事業期間全体を通じたものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	37	別紙4	リスク分担表	—	第三者賠償リスク	運営時において、事業者の勤務時間及び管理範囲以外における来場者や侵入者が及ぼす本施設への損害は、事業者が付保する保険では対応できないため、事業者の第三者賠償対象外と理解してよろしいでしょうか。	保険対象とならないものについても対象内となります。ただし、事業者の責によらない場合と判断される場合にはお見込みのとおりです。
43	37	別紙4	リスク分担表	—	第三者賠償リスク	リスク分担について、事業者となっていますが、入札公告で提示された資料で予見できない事象については協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の責によらない場合と判断される場合にはお見込みのとおりです。
44	37	別紙4	リスク分担表	—	第三者賠償リスク	リスク負担者が事業者であるリスクについて、「調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害」とありますが、事業者が実施する業務に起因しないで発生する第三者に及ぼす損害は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

45	37	別紙4	—	—	事故の発生リスク	「設計、建設、運営において発生する事故」とありますが、事業者が実施する業務に起因しない事故は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責によらない場合と判断される場合にはお見込みのとおりです。
46	37	別紙4	リスク分担表	—	不可抗力リスク	不可抗力リスクとして、天災等による費用の増大、計画遅延、中止等は貴組合が主負担となっておりますが、運営段階においても天災による施設の破損等に伴うリスクは貴組合が主負担との考えでよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第44条）を参照ください。
47	37	別紙4	リスク分担表	—	不可抗力リスク	不可抗力には、感染症等の疫病も含まれると理解してよろしいでしょうか。	感染症等の疫病は、不可抗力に含みません。
48	37	別紙4	リスク分担表	—	不可抗力リスク	外部からの侵入者等が、施設内の第三者へ損害を与えた場合は不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおり、外部侵入者が予見可能と判断される場合には不可抗力に含みません。
49	37	別紙4	リスク分担表	—	設計変更リスク	貴組合の測量・地質調査では予期できなかった土壌汚染、地中埋設物（地下構造物、埋蔵文化財等）、地中障害物（転石等）による工事費増大のリスクは貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的には契約協議において協議します。
50	37	別紙4	リスク分担表	—	設計変更リスク	貴組合の測量・地質調査では予期できなかった土壌汚染、地中埋設物（地下構造物、埋蔵文化財等）、地中障害物（転石等）及び建設用地の条件により、下水道放流配管、希釈水取水管の埋設配管ルートが変更になった場合の工事費増大のリスクは貴組合の所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的には契約協議において協議します。
51	37～38	別紙4	—	—	建設着工遅延 工事費増大リスク 工事遅延リスク	地中障害物や土壌汚染が発覚した場合、対応に費やした工期については、延長していただき、対応に費やした費用については、別途精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的には契約協議において協議します。
52	38	別紙4	—	—	工事費増大リスク	リスク負担者が事業者であるリスクについて、「（組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大）以外の要因による工事費の増大」とありますが、事業者の事由によらない工事費の増大リスクは該当しないと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責によらない場合と判断される場合にはお見込みのとおりです。
53	38	別紙4	—	—	工事遅延リスク	リスク負担者が事業者であるリスクについて、「（組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延）以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延」とありますが、事業者の事由によらない工事遅延に対するリスクは該当しないと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責によらない場合と判断される場合にはお見込みのとおりです。
54	38	別紙4	リスク分担表	—	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質の変動リスクについて、発注者及び事業者の負担はどの程度お考えでしょうか。	質の変動により処理に明らかな影響が出ているとの根拠資料が提示された場合には協議により決定します。
55	38	別紙4	リスク分担表	—	資源物・残渣物のリスク	「資源物・残渣物」の搬送先に関し、要求水準書【運営・維持管理業務編】p15において大曲仙北広域中央ごみ処理センターに指定されていますが、当センターが受入停止となった時の事業者の負担増加分は貴組合が主負担との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	38	別紙4	—	—	注2)	「共通」の「物価変動リスク」に関する注2「（略）一定程度までの変動は事業者の負担であり」の「一定程度」とは、35頁の(2)改定の基準の「人件費以外の費用については±2.0%」を適用するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	38	別紙4	—	—	注4)	「計画処理量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。」とありますが、ここでいう「著しい変動」とは、「量的変動（し尿、浄化槽汚泥等の1ヶ月平均搬入量の±10%）要求水準書【設計・建設工事編】29頁 第2章 第9節 2.施設における技術的要件」であり、し尿、浄化槽汚泥等の1ヶ月平均搬入量が±10%以上変動し、処理のために要した費用の増加分は精算していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	1ヶ月平均搬入量が極端に増加する等著しい変動があった場合に、処理単価が増大した場合等は協議により決定します。
58	43	別紙6	2	(2)ア	(b)	事前確認(a)で地域貢献に係る実施計画書【運営・維持管理期間】には、地域人材の雇用人数、雇用金額、発注先、発注内容、発注金額等を記載するものとあり、事前確認(b)では実施計画書【運営・維持管理期間】の良否の判断を行うとあります。この良否の判断基準をご教示願います。	実施計画書の記載内容が提案書の記載内容と異なる場合等、そのことに対する明確な理由がない場合には否と判断されることがあります。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

2 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	2	第1章	第1節	6	敷地面積	別添資料1にて現況平面図が添付されていますが、今回工事範囲の敷地境界が不明です。敷地境界ポイント（座標）、敷地境界線をご提示願います。 同上に関連して以下の内容についてもご教授願います。 ・敷地南側のホッパー搬出入用道路は、工事範囲外と判断してよろしいでしょうか。 ・敷地北側・西側境界付近に擁壁が設置されています。基本的に敷地の出入口に支障しないところは残置する対応でよろしいでしょうか（撤去に伴い道路崩壊の懸念が考えられます）。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料2（施設配置計画図（案））の外周部分が敷地境界となります。 敷地南側のホッパー搬出入用道路は、お見込みのとおり工事範囲外としてください。 なお、北側及び西側境界の擁壁を含む敷地内の施工の考え方は各社提案してください。
2	3	第1章	第2節	5	1) (2)受入貯留設備	し尿及び浄化槽汚泥と難脱水性の農集排汚泥を適正に混合するために、し尿及び浄化槽汚泥を同系統、農集排汚泥を別系統で受入れとしてもよろしいでしょうか。	し尿及び浄化槽汚泥の受入口はそれぞれ分けることとしますが、受入槽を同系統とする提案は可とします。農集排汚泥については、現在浄化槽汚泥と混載され受入れられる場合もあるため、搬入体制は変更せず運用上で区分する提案は可とします。
3	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等	敷地の接道条件が満足されていない場合の、官庁協議や整備工事は別途と考えてよろしいでしょうか。	接道規定は満足しています。（既存建物が建築確認を取得済み）
4	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等	建設場所はし尿処理場として都市計画決定された敷地かと存じますが、正確な工事範囲を把握するために、隣接する道路や民地等との正確な境界線が把握できる資料をご提示願います。	公表されている資料を基に想定してください。
5	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等	本工事は都市計画法上の開発許可には該当しないと考えてよろしいでしょうか。	都市計画法施行令第21条22号の公益上必要な建築物に該当することから開発許可申請は不要です。
6	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等 (1)面積	「面積：約4400㎡」とありますが、工事種別は増築ではなく新築と考えてよろしいでしょうか。また、今回の敷地について建築基準法上の接道義務は満足していると考えてよろしいでしょうか。	工事種別は増築扱いとなります。 接道規定は満足しています。（既存建物が建築確認を取得済み）
7	5	第1章	第2節	6	4) (2)取水	希釈水（下水放流水）の水質（pH、SS、COD、BOD、T-N、NOx-N、NH4-N、NO2-N、T-P、PO4-P等）及び取水可能量をご教示願います。	希釈水（下水放流水）の水質は要求水準書【設計・建設工事編】別添資料9のとおりとなります。なお、記載項目以外については測定していません。取水可能量については希釈に必要な量（550m3/日程度）を取水可能です。
8	5	第1章	第2節	6	4) (3)放流	大仙市公共下水道とする。（下水道埋設管位置図（別添資料5））とありますが、接続先のマンホールに接続する際、ドロップシャフトなど御指定がありますでしょうか。御教示願います。	大仙市様との協議が必要であるため、受注後の協議により決定します。
9	5	第1章	第2節	6	4) (4)生活用水	上水接続位置の口径、圧力をご教示願います。	口径75mm、圧力0.3MPaです。なお、既存施設は、受水槽や圧力ポンプ等を設置しておりません。
10	8	第1章	第4節	3	3)性能試験者とその期間	悪臭、騒音、振動、資源化製品の性能試験期間は、1回/日と考えてよろしいでしょうか。また、サンプリング箇所をご教示願います。	悪臭、騒音、振動等の測定回数は要求水準書に示す各項目における施設の性能を確認できる回数として、資源化製品は3日間連続で1回/日以上サンプリングを計画してください。 なお、サンプリング箇所については、要求水準書【設計・建設工事編】別添資料13を参考に適切な箇所を提案してください。
11	8	第1章	第5節	—	2) 経費分担	試運転期間における資源物、残渣物の運搬費、処分費の所掌は事業者と考えてよろしいでしょうか。その場合、処分費の単価についてご教示願います。	試運転期間における資源物、残渣物の処分費については、無償とします。運搬費はお見込みのとおりです。
12	12	第1章	第8節	2	2) 既存設備撤去工事	既存設備撤去工事には内容物処理、清掃を含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

13	21	第1章	第11節	4	1) (5) 既存施設の運営	既存施設（大曲仙北広域中央し尿処理センター）の脱水汚泥搬出頻度、搬出車両サイズ（〇t車）、搬出ルートをご教示願います。	令和3年度実績では、年間約1,570t搬出されており、焼却施設での受入は1日当たり10tまでとしています。既存施設では、2t車を使用していますが、特殊車両（荷台が長いなど）でない限り4t車程度までなら焼却施設で受入可能です。搬出ルートは敷地北側道路を通過して焼却施設に搬入してください。
14	23	第2章	第2節	1	使用バキューム車	予定している車種は4t車、3t車とありますが、将来的に大型車両での搬入をご計画されている場合、その車両サイズ（〇t車）と想定台数をご教示願います。	将来的な計画はありませんが、災害対応時等に8kL積車で搬入が起る可能性を想定してください。
15	25	第2章	第5節	1	2) 下水道投入水水質	計画処理水質にCOD、T-Pの記載がありませんが、下水道排除基準 COD=600mg/L、T-P=32mg/L以下と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
16	26	第2章	第5節	3	騒音	工事着手前（現状）の敷地境界線における騒音値（暗騒音）及び測定箇所をご教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料13をご参照ください。
17	28	第2章	第8節	—	処理系統	受入槽まではし尿と浄化槽汚泥を別系統とし、後段の中継槽以降は相互利用可能とし、同系統とするとあります。一方、P.44 4-1中継槽3)有効容量の記載には、し尿用・浄化槽汚泥用と別系統となっています。P.28の記載のとおり、中継槽以降は同系統と考えてよろしいでしょうか。	中継槽以降の別系統、同系統については各社の提案とします。
18	28	第2章	第8節	—	処理系列	受入貯留工程は受入槽まではし尿と浄化槽汚泥を「別系統」とありますが、し尿と浄化槽汚泥は計画処理量が大きく異なり、必要な受入槽の容量が異なります。混合で受入れ受入槽を2槽にすることで水槽の防食補修時等、相互に使用できるようになるため、受入口のみし尿、浄化槽汚泥を別ける計画を提案可能でしょうか。	可とします。ただし、1系列が補修等で使用不可となった場合でも、受入室の4箇所から投入可能なように計画してください。
19	29	第2章	第9節	5	水害対策	計画地は、2.0mから最大5.0m程度の浸水が想定されている、とありますが、出典についてご教示ください。	浸水深は大仙市ハザードマップの浸水想定区域において、最大5.0mの区域に指定されていましたが、令和4年3月の改訂で最大3.0mに見直されましたので、各設備における浸水対策も最大3.0m程度を想定して計画してください。
20	29	第2章	第9節	5	水害対策	「受入室等1階床高さは〔2.0〕m以上とし、〔2.0〕m未満の浸水に対する防止策を講じること。」とありますが、建設用地のGLからの高さと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり現況地盤からの高さです。
21	29	第2章	第9節	5	水害対策	「受入室等1階床高さは〔2.0m以上〕とし」とありますが、現地盤面から2.0m以上と考えてよろしいでしょうか。現地盤面のレベルを+24.5mと設定してよろしいでしょうか。	No.20のとおりです。
22	29	第2章	第9節	5	水害対策	「受入室等1階床高さは〔2.0m〕以上とし、」とありますが、現状、処理棟建設予定地と北側道路に70cm程度の高低差がありますが、どちらを基準としておりますでしょうか。	No.20のとおりです。
23	32	第3章	第1節	4	4)	重量計は「必要に応じて」と記載がありますが、機器の個別仕様には「設ける」と記載されています。重量計は必要に応じて設けると理解してよろしいでしょうか。	機器個別仕様に準拠してください。
24	33	第3章	第1節	5-2	1)	粉体ポリマーではなく液体ポリマー原液（濃度40%）の方が脱水に適する場合、液体ポリマーで提案可能でしょうか。また、溶解貯槽の有効容量は〔1.5〕時間分以上とありますが、液体ポリマー溶解槽はメーカー標準、実績があれば1時間分で提案可能でしょうか。	液体での提案を可とします。ただし、有効容量は要求水準のとおりとします。
25	33	第3章	第1節	5-2	2)	溶解貯槽の材質は耐薬品性を考慮したうえで、「SS400+塗装」を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
26	33	第3章	第1節	5-2	4)	電子式液位電送器は、添付資料③計装一覧表で形式が超音波式とありますが、メーカー標準となるガイドパルス式等（水位が測定可能でアナログ出力可能、実績があります）を提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】と同等以上であれば提案を可とします。
27	34	第3章	第1節	5-2	11)	攪拌機は原則として2段プロペラ形ベルト減速機とありますが、液体ポリマー原液槽は攪拌強度が満足し、実績があれば1段、パドルや堅型減速機を提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】と同等以上であれば提案を可とします。

28	36	第3章	第1節	9	13)	清掃が必要な水槽の低水位(LWL)は水槽底部の勾配下端以下の高さとして清掃時にできるだけ内容液が排出できるようにすること。とありますが、清掃が可能ないように吸込配管を水槽底部の勾配下端以下の高さとするれば、低水位(LWL)は運転水位として別途の高さで設定、提案可能でしょうか。	清掃時等に要求水準書【設計・建設工事編】に示す水位で運転が可能であれば、運転水位のLWLは別途の高さで設定しても可とします。ただし、水槽の有効容量は運転水位のLWLで必要容量を確保する必要があることに留意してください。
29	36	第3章	第1節	9	16)	機器の配置は機械基礎間では最小0.6mかつ機械基礎幅員以上を確保することを基本とし、機器の交換等の搬入の際にも支障が生じないスペースを確保すること。とありますが、機器の交換等の搬入の際に支障がなければ、機械基礎幅員以下の配置を提案可能でしょうか(最小0.6m以上は確保致します)。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
30	36	第3章	第2節	1-1	2)能力③積載台寸法	最大8kL積車が秤量可能な寸法とありますが、1日当りの8kL積車の予定台数をご提示願います。	現時点で搬入予定はありません。
31	36	第3章	第2節	1-1	3)数量	トラックスケールの数量は各社提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	36	第3章	第2節	1-1	5)構造等④	混載(地区混載等)にも対応が可能とありますが、1台のパキューム車が1回の搬入時にし尿及び浄化槽汚泥等を混載した状態で計量することはないものと考えてよろしいでしょうか。	現状では混載(し尿及び浄化槽汚泥等)はありませんが、混載対応可能として計画をお願いします。
33	37	第3章	第2節	1-2	3)構造等②	受入室の車線有効幅は「6.0」m以上とありますが、一方通行(2車線投入方式)で搬入車両の通行、受入口に投入作業等に支障がなく実績があれば、車線有効幅は別途、提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
34	37	第3章	第2節	1-2	3)構造等⑤	自動扉の数量が1-3自動扉設備の3)数量の記載と異なりますが、各社提案としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
35	37	第3章	第2節	1-2	3)構造等⑭	「タイヤチェーン等の荷重および摩耗に耐えうる材質」とありますが、冬季のチェーン装着車両の車種や、来場頻度に関しご教示願います。	1日、2~3台程度。冬季の降雪量の多い日に見られます。
36	37	第3章	第2節	1-2	3)構造等⑭	「タイヤチェーン等の荷重および摩耗に耐えうる材質」とありますが、既存施設(大曲仙北広域中央し尿処理センター)の受入室の床材質に関してご教示願います。また、受入室及びトラックスケール、搬入道路の損傷に対する補修内容及び頻度に関してご教示願います。	受入室や消雪配管管理の搬入路面はコンクリートです。北側進入口から駐車場まではアスファルト舗装。消雪配管の修繕やアスファルトの穴埋め補修は、年数ヶ所で実施しています。
37	37	第3章	第2節	1-2	3)構造等⑮	出入口付近に設置する融雪設備は、消雪設備(散水設備)と解釈してもよろしいでしょうか。	融雪設備はロードヒーティングまたは散水等とし、方式は各社提案としますが、散水とする場合は出入り口付近に排水が滞留して凍結しないように配慮してください。
38	38	第3章	第2節	1-4	3)受入口数	し尿と浄化槽汚泥を混合受入する提案は可能でしょうか。	NO.18のとおりです。
39	38	第3章	第2節	1-4	5)構造等④	ホース洗浄用の自動洗浄弁(タイマー付)とありますが、タイマー制御ではない洗浄方式をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】と同等以上であれば提案を可とします。
40	39	第3章	第2節	1-6	6)付属機器	液面計とありますが、添付資料③計装一覧表は差圧式になっております。どちらでも選定可能でしょうか。御教授願います。	液面計は差圧式液面計となります。
41	40	第3章	第2節	2-1	4)構造等	砂類は複数回洗浄するなどして洗浄を確実なものとする共に、洗浄水は、処理水等を利用するなどして効率化を図ること。とありますが、処理水等とは下水処理水を示すものでしょうか。御教授願います。	下水処理水及び井水を示しています。
42	40	第3章	第2節	2-2	5)主要材質 内面	内面の材質は、運用実績多数の材質FCD450としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
43	41	第3章	第2節	2-5	7)構造等	水切コンテナ方式とする場合は、洗砂を搬出車両に直接積み込む装置を具備すること。とありますが、安全・操作性を考慮し直接積み込む装置を操作する作業歩廊、階段を設置する必要があるでしょうか。御教授願います。	要求水準書【設計・建設工事編】に準拠し、安全性・操作性に配慮して必要であれば設けてください。
44	42	第3章	第2節	3-1	7)構造等	受入槽からの吸込配管は1基ごとに単独で計画とありますが、破碎装置は3基の内、1基が共通予備のため、夾雑物等の詰まりがなく支障がなければ吸込配管は共通ヘッダー管式で計画しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	45	第3章	第2節	4-2	6)主要材質 インペラ	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。

46	47	第3章	第6節	1-2	—	貯留槽の攪拌は、ポンプ攪拌と空気攪拌の併用を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
47	47	第3章	第6節	1-2	6)主要材質 インペラ	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
48	47	第3章	第6節	1-3	—	本事業の建設費、補修費低減提案を行うため、処理水移送ポンプは貯留槽攪拌ポンプに移送の機能を兼ねる提案が可能でしょうか。	提案を可とします。
49	47	第3章	第6節	1-3	6)主要材質 インペラ	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
50	48	第3章	第7節	2	—	分離液と希釈水の混合方法は放流槽での攪拌ではなく、ラインミキサーによる混合とすることで、放流槽と放流ポンプを不要としてよろしいでしょうか。	下水道放流水の水質の均一化及び下水処理場が停止してしまった際の貯留を考慮し、放流槽を設ける仕様としているため、要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
51	48	第3章	第6節	2-1	5)構造等	希釈水ポンプを設けること。とありますが、希釈水槽に希釈水ポンプ(希釈水供給装置)を設ける提案が可能でしょうか。	槽外ポンプであれば可とします。
52	48	第3章	第6節	2-2	6)主要材質	ケーシング[SCS]とありますが、前段処理工程の貯留槽攪拌ポンプ、処理水移送ポンプのケーシングが[FC]より材質はFCで提案可能でしょうか。	提案を可とします。
53	48	第3章	第6節	2-2	6)主要材質 インペラ	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
54	49	第3章	第7節	3-1	6)主要材質 インペラ	実績に基づいた材質(耐摩耗性)を選定することで、安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
55	50	第3章	第7節	3-4	2)設計条件 運転時間	P.24記載のとおり、資源化設備の運転時間については、自動運転可能であれば、運転時間の延長も可となっているので、週5日、7時間以内としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
56	52	第3章	第7節	4-1	6)主要材質	P.32 3)で耐薬品製が確保される場合はポリエチレンも可とするのでポリエチレン製としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
57	52	第3章	第7節	4-2	—	有効容量は粉体ホッパー容量が[3]日分以上とありますが、液体ポリマー原液を貯留するため、14日分(脱水稼働日10日分)で提案可能でしょうか。	提案を可とします。
58	52	第3章	第7節	4-2	1)形式	角型堅型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
59	54	第3章	第7節	4-5	—	供給装置は常用運転を行わない計画(緊急時に繊維を補充)の場合、脱水補助剤の必要な貯留日数は別途、提案可能でしょうか。	提案を可とします。
60	55	第3章	第8節	1	2)捕集条件	ドレンポットは水封式構造で目視ができて、取り外し・清掃が容易な構造とすること(ドレンポット共通事項)。とありますが、Sトラップ方式(目視が可能なように透明塩ビで製作、取り外しが可能なようにフランジ継手を取付け、補給水・清掃が可能なように先端にキャップ取付け)を提案可能でしょうか。	提案を可とします。
61	57	第3章	第8節	1	3) (3)低濃度臭気の捕集	臭気漏洩が懸念される機器廻りは換気回数[5]回/時以上として臭気捕集すること。とありますが、機器廻りの想定される任意の空間に対して換気回数5回/時以上を計画すれば宜しいでしょうか。御考えを御教授願います。	お見込のとおりですが、臭気漏洩した際に周囲に拡散することがないことを前提として計画してください。
62	57	第3章	第8節	1	3) (3)低濃度臭気の捕集⑥	汚泥脱水機は常時機内を臭気捕集しており、臭気漏洩する懸念が少ないため、汚泥脱水機周囲は常時臭気捕集ではなく、必要時のみ臭気捕集としてもよろしいでしょうか。	運転中に全く臭気が漏洩する可能性のない箇所については、可としますが、日常点検やメンテナンス等で機器を解放した際にも周囲に臭気が拡散することがないように計画してください。
63	57	第3章	第8節	1	3) (3)低濃度臭気の捕集⑦	破砕装置の臭気捕集はメンテナンス時のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	57	第3章	第8節	2	1)捕集箇所	[バキューム車スタック、受入口、沈砂槽・・]とありますが、同ページの前述の(3)低濃度臭気(臭気漏洩室)の捕集に受入室のバキューム車スタックの記載があります。バキューム車スタックは高・中濃度、低濃度臭気のどちらか選択できるものと考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	お見込みのとおりです。

65	57	第3章	第8節	2-1	4) 操作条件	インバータ制御ではなく直入れとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
66	58	第3章	第8節	2-2-1	3)4)	時間帯や日によって、臭気濃度が大きく変動するため、設計条件、性能保証値を満足することは難しいと考えます。よって、性能試験で性能を満足できない場合、理由を明記させていただき、1号規制、2号規制の保証値を満足することで性能保証としてもよろしいでしょうか。	1号規制、2号規制の保証値を満足し、かつ処理臭気の濃度が十分に低く維持されている場合において、理由を提出することで可とします。
67	58	第3章	第8節	2-2-1	8) 構造等	補給水は水処理工程のろ過水等を適切に導入するものとして必要なものと具備するものとする。とありますが、水処理工程のろ過水とは下水処理水を示すものでしょうか。御教授願います。	補給水は水処理工程のろ過水等ではなく、井水等を利用願います。
68	59	第3章	第8節	2-2-1	9) 付属機器	補給水（上水）は微量調整可能なものとする。とありますが、補給水は井戸水の利用を提案可能でしょうか。	提案を可とします。
69	59	第3章	第8節	2-2-1	9) 付属機器③	補給水（上水）とありますが、井水等の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	59	第3章	第8節	2-2-2	1) 形式	耐食性槽外無閉塞ポンプとありますが、メンテナンス面等に支障がなければ、耐食性槽内無閉塞ポンプの採用も可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
71	59	第3章	第8節	2-2-2	1) 形式	P.28第9節1.7)にポンプ類は井戸ポンプ、床排水ポンプを除き槽外型を原則とするとありますが、槽内型を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
72	60	第3章	第8節	2-3-1	8) 付属機器	必要な箇所に点検口およびマンホール（蓋鍵付）を設けること。とありますが、対象となる蓋鍵付マンホールはどのような箇所を想定されているのでしょうか。御教授願います。	誤って開閉しないように、パチン錠またはスナップ錠付きのもの等を想定しています。形式については、各社提案を可とします。
73	61	第3章	第8節	2-3-4	1) 形式	P.28第9節1.7)にポンプ類は井戸ポンプ、床排水ポンプを除き槽外型を原則とするとありますが、槽内型を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
74	64	第3章	第8節	3-5	5) 主要材質	P.32 3)で耐薬品製が確保される場合はポリエチレンも可とするのでポリエチレン製としてもよろしいでしょうか。	可とします。
75	66	第3章	第9節	1-1	3) 井戸径等	既設井戸、井戸ポンプ、吐出配管ルート図面をご提示願います。また、既設井戸は、水位の変動及びポンプ等の更新可能であれば、常時利用もしくは、緊急用として再利用しても構わないと判断してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおり井戸は新設として、現段階では既設井戸は使用不可とします。
76	67	第3章	第9節	1-2	8) 付属機器①	井水取水ポンプは受水槽水位で制御するため、電動仕切弁を設置しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】と同等以上であれば提案を可とします。
77	68	第3章	第9節	2-1	-	設置場所の詳細は、県、組合と協議して決定となるので、協議後、各仕様をご提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
78	68	第3章	第9節	2-1	2) 設計条件	取水ポンプ設置の際に大曲処理センターの下水放流水を停止することは可能と考えてよろしいでしょうか。	日単位の停止は不可能ですが、時間単位での停止は可能とします。大規模な改造は認められないため、工事方法等については、秋田県との協議が必要になります。
79	69	第3章	第9節	2-1	7) 構造等	操作盤は〔処理棟内〕に設置すること。とありますが、単独低圧受電及び機器の操作性を考慮し動力制御盤（操作含む）は機器周辺の設置を提案可能でしょうか。また、当該工事は別使用区域扱いと考えられますが、希釈水取水ポンプの運転/停止、水位計の信号は処理棟と接続することが可能と考えてよろしいでしょうか。	希釈水取水ポンプ周辺への操作盤設置の提案は可としますが、下水処理場敷地外への設置（市所有地等）となるので、受注後の協議になります。希釈水取水ポンプに関する工事は当該工事に含まれ、信号取り合いはお見込みのとおりです。
80	69	第3章	第9節	2-3	4) 数量 5) 操作条件	並列交互運転、末端圧力一定制御とありますが、希釈水供給装置は必要希釈倍率に従って制御するため、2台交互利用、インバータ制御としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
81	69	第3章	第9節	2-3	6) 主要材質 インペラ	実績に基づいた材質（耐摩耗性）を選定することで安定した運転が可能と考えるのでインペラ材質をFC200としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
82	72	第3章	第9節	6-1	5) 構造等①	プロセス用水または井戸取水ポンプから供給とありますが、希釈水（下水放流水）を利用することは可能でしょうか。	不可とします。

83	74	第4章	第1節	1-4	(6)	避雷針及び避雷導体設備は、建築基準法上で設置が不要と判断すれば、設置しなくてもよろしいでしょうか。もしくは、プラント電気側で雷サージ及び停電対策を講じることで、避雷針及び避雷導体設備設置を不要としてもよろしいでしょうか。	建築基準法の設置対象外となる規模においても、施設保全のため自主設置することとします。
84	74	第4章	第1節	1-4	(6)	避雷針設備を設けること。とありますが、高さ20mを超えない計画とすれば法的に不要となりますので、建設費、運営費の低減を目的に避雷針設備は設置を省くことが可能でしょうか。御教授願います。	建築基準法の設置対象外となる規模においても、施設保全のため自主設置することとします。
85	75	第4章	第1節	1-5-2	(1)	事務室は運営事業者用で、貴組合の事務室は本施設には設置しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	75	第4章	第1節	1-5-2	(2)	中央監視室、事務室、[電気室、受入監視室]はフリーアクセスフロアとすること。とありますが、フリーアクセスフロア上の仕上げレベルは他の室内、廊下と同レベルで統一する必要がありますでしょうか。御教授願います。	同レベルとしてください。
87	77	第4章	第1節	2-2	(1)現場事務所等	現場事務所、資材置場等は貴組合敷地内に設置可能でしょうか。	可とします。
88	77	第4章	第1節	2-2	(4)仮設水道	仮設水道は貴組合の井戸水を使用することは可能でしょうか。	搬入業者が浄化槽用水張水のために使用しているため不可とします。
89	77	第4章	第1節	2-2	仮設工事	現場事務所、資材置場等については、既存施設北側の空地を無償貸与していただけないでしょうか。また、その場合は使用可能なエリアを図示願います。	可とします。なお、具体的な使用可能エリアについては受注後の協議とします。
90	77	第4章	第1節	2-2	仮設工事	監督職員事務所とは、組合の監督員および施工監理を受託しているコンサルタント会社用の事務所という理解でよろしいでしょうか。事務所の場所は、弊社現場事務所の一角に設ける形でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	77	第4章	第1節	2-2	仮設工事	仮設事務所、工所用駐車場および資材置場を駐車場空きスペース等、既設敷地内の一角を使用して設置してもよろしいでしょうか。	可とします。なお、具体的な使用可能エリアについては受注後の協議とします。
92	77	第4章	第1節	2-2	仮設工事	周辺道路にて工事車両の通行制限はありますか。	工事車両は、地元町内会との取り決めにより、国道から河川敷内道路を通行することとします。
93	77	第4章	第1節	2-2	仮設工事	「工事に必要となる仮設の電気、水道」は場内から分岐して（メーター取付け使用した分は精算）使用可能でしょうか。	不可とします。
94	77	第4章	第1節	2-3	(3)	「原則として、工事に伴い発生する掘削土等による残土は適切に場外処分すること。」とありますが、指定の処分先があればご提示をお願いします。	処分先の指定はありません。
95	77	第4章	第2節	2-3	土工事	掘削土等は組合敷地の空きスペース（既設の北～東側）に一時的に仮置きすることは可能でしょうか。	仮設事務所、工所用駐車場等を想定しておりますが、受注後の協議とします。
96	79	第4章	第1節	2-8	(1)防水工事①	「水槽部は原則として打ち継ぎはしないこと。」とありますが、水槽のHWL以上の位置での柱壁と梁床での打ち継ぎも不可でしょうか。	HWLより上の位置での打継ぎは可とします。ただし、止水措置（止水板の設置等）等を考慮してください。
97	79	第4章	第1節	2-8	(2)水張試験	試験用の水は貴組合の井戸水を利用することは可能でしょうか。	不可とします。
98	79	第4章	第1節	2-8	(3)防食工事④	「施設保証期間3年以内に受注者により水槽内を点検し」とありますが、対象水槽を全て空に浚渫して防食被覆層を点検するという意味でしょうか。また、その際に生じる浚渫作業は組合様にて行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	基本的にマンホールからの目視による点検とし、水槽内の点検は運転管理において清掃するタイミングで実施することとします。なお、清掃及び点検に係る費用は全て受注者負担となります。
99	80	第4章	第1節	2-9	(1)フック等	マンホールの安全帯用のフック（収納タイプ）とはどのようなものでしょうか。ご教示願います。	先付けの落とし込み取手、若しくは後付けタイプの回転式取手を想定しています。（参考メーカー：杉田エース）
100	80	第4章	第1節	2-9	(3)その他	受入室、受入前室、ポンプ室、ホップ室内の金物類はSUS製とすること。（建築、設備、電気工事等共通事項）とありますが、腐食等に支障がなく、実績があれば、他の材質を提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。

101	81	第4章	第1節	2-11	(3)シャッター	シャッターはすべて電動式とし、高速シャッターとすること。とありますが、工具工作室、助燃剤搬出室のシャッターを防水シャッターで計画する場合、防水シャッターは高速非対応のため、高速シャッターとしないで計画で宜しいでしょうか。御教授願います。	可とします。
102	81	第4章	第1節	2-11	(3)シャッター	開閉頻度の低い機器搬入用及びメンテナンス用のシャッターは高速シャッターでなく、一般的な電動重量シャッターとして計画してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
103	82	第4章	第1節	2-12	(2)	防塵塗装（機械基礎天端まで）とありますが、機械基礎天端上は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	機械基礎天端上も防塵塗装としてください。
104	82	第4章	第1節	2-13	(1)屋根	「外壁保護のため軒を出すこと」とありますが、陸屋根形式のため、パラペット・ルーフトレンで対応する考えで宜しいでしょうか。御教授願います。	お見込みのとおりです。 陸屋根はパラペット・ルーフトレンで対応としてください。
105	83	第4章	第1節	2-13	(3)樋等	堅樋は原則として屋内に設け、材質はカラーVP同等以上とありますが、公共建築工事標準仕様書では屋内にVPは使用しないとあります。管種はVPを使用することで宜しいでしょうか。御教授願います。	鋼管製防露巻きとしてください。
106	86	第4章	第1節	3-5	ガス設備	必要に応じて設けること。とありますので、ガス設備は設けず、給湯は電気温水器として計画して宜しいでしょうか。御教授願います。	可とします。
107	88	第4章	第2節	2	配管口径	配管の最小口径 [] で数値が記入されておりますが、流速が基準内にあり他施設において閉塞等の支障がなく運転できている実績があれば、最小口径は別途、提案可能でしょうか。また、薬品注入配管、計装エア配管の最小口径は別途、提案可能でしょうか。	原則、要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとしますが、詳細は受注後の協議とします。
108	89	第4章	第2節	3	7)	7)の後の文字が文字化けしております。御提示願います。	「直管部分」となります。
109	89	第4章	第2節	3	7)	規格直管1本につき2箇所以上の支持間隔の御提示がありますが、満水時の重量より必要な支持間隔を提案可能でしょうか。 また、配管被覆（保温）がある場合、撓みが少なくなるため、支持間隔を提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
110	89	第4章	第2節	3	11)	沈砂槽、受入槽、中継槽及び貯留槽内については配管、支持材料・金具ともエポキシ樹脂塗装同等以上を行うこと。とありますが、支持材料、金具（ボルト・ナット類）の材質をSUS製とした場合、他施設において支障がなければエポキシ塗装を省くことが可能でしょうか（ボルト・ナットにエポキシ塗装を行うと取り外しが困難になることも考えられます）。御教授願います。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
111	89	第4章	第2節	3	11)	沈砂槽、受入槽、中継槽及び貯留槽内については配管、支持材料・金具ともエポキシ樹脂塗装同等以上を行うこと。とありますが、管種をHIVP、HTVPとした場合、エポキシ塗装を省くことが可能でしょうか。御教授願います。	HIVP及びHTVPへのエポキシ塗装は不要です。
112	90	第4章	第2節	5	4)	地中埋設対象は上水配管、井水取水配管、プロセス用水配管、希釈水配管、放流配管および雨水配管とし、その他の配管は地中埋設してはならない。とありますが、洗車場や足洗い場の排水配管は地中埋設として宜しいでしょうか。御教授願います。	可とします。
113	91	第4章	第2節	6	配管の材質	SUS-TPはすべてSch20S以上（各機器類のノズル含む）とすること。とありますが、他施設においてSch10Sで使用して破損、腐食がない場合、Sch10Sで提案可能でしょうか（槽内貫通部埋込管はSch20S、小口径40A以下のネジ込み配管はSch40Sと致します）。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
114	93	第4章	第3節	2-1	高压引込設備	「希釈水の取水に関する設備については、別途受電を行う」とありますが、その記載内容から希釈水取水設備の電源は、し尿処理設備から送電は行わないものと理解します。希釈水取水設備とし尿処理設備との信号取合いについては、設備間に信号取合用ケーブルを敷設し信号取合を行うものと考えればよろしいでしょうか。	信号取り合い用ケーブルについては、お見込みのとおりです。 希釈水の取水に関する設備の電源について、詳細は今後関係各所との協議によります。

115	93	第4章	第3節	2-1	高压引込設備	「希積水の取水に関する設備については、別途受電を行う」とありますが、取水ポンプまでの配線ルートは財産区（共同所有地）であるため、借地可能であり、別途受電ではなく施設内から取水ポンプまでを地中埋設ルートにて布設するものと考えてよいですか。	配線ルートについては、お見込みのとおりです。希積水の取水に関する設備の電源について、計画施設からの電源供給を提案することは可としますが、詳細は受注後の協議とします。
116	95	第4章	第3節	2-3	受変電盤	変圧器盤の主遮断器（[真空遮断器]）とありますが、照明用、進相コンデンサ用については負荷容量が小さく開閉頻度が少ないためLBS（高压交流負荷開閉器）を提案可能でしょうか。御教授願います。	短絡電流を遮断できる方式であれば提案を可とします。
117	97	第4章	第3節	3-1	(2)監視方式	運転、停止操作スイッチとして、タッチパネルを採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
118	98	第4章	第3節	3-2	4)特記事項	盤のスイッチおよびランプ等のカバーは、アクリル等耐食性に優れたものとする。また、表示灯球はLEDを使用すること。とありますが、タッチパネル操作方式を提案可能でしょうか。	提案を可とします。
119	98	第4章	第3節	3-3	4)特記事項	各々の機器には稼働積算計を設けるとありますが、対象機器は主要機器と考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	お見込みのとおりです。
120	100	第4章	第3節	5-2	2)電線保護物類	電線保護物類について、屋内配管の電線管HIVE、厚鋼、薄鋼の使い分けは、どのように考えれば宜しいでしょうか。御教授願います。	環境良好では「薄鋼」、腐食環境等では「厚鋼」「HIVE」としてください。
121	101	第4章	第3節	5-3	特記事項	動力線のラック上での段重ねは禁止するとありますが、機側の分岐ラック上で動力線が段重ねになる場合は、低減率を考慮して段重ねすることは可能と考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	提案は不可とします。
122	101	第4章	第3節	5-3	(7)	支持金物は原則として水槽壁面は事前プレート埋込とし、アンカーを打たないこととありますが、配管設備および土木建築設備は対象外という認識でよろしいでしょうか。また、埋込みプレートの材質に指定はございますか。	水槽壁保護の観点から、配管設備および土木建築設備も対象外とはなりません。材質はステンレスとします。
123	105	第4章	第4節	1	6)	「計装機器は電源回路及び信号回路に対応した避雷器を設置すること」とありますが屋外設置計装機器に対する処置とし、屋内設置計装機器に対しては適用不要と考えてよろしいでしょうか。	屋内外の区別はありません。
124	105	第4章	第4節	2	3)構成	液晶ディスプレイは情報処理装置ディスプレイと兼用する提案は可能でしょうか。御教授願います。	提案を可とします。
125	106	第4章	第4節	4-1	4)設置箇所	設置箇所は搬入道路、受入前室、受入室、処理室（ポンプ室、資源化設備室）等とありますが、ポンプ室、資源化設備室の監視対象箇所を御教授願います。	資源化設備室：汚泥脱水設備周りを主とした範囲 ポンプ室：ポンプ室作業動線の範囲
126	106	第4章	第4節	4-1	テレビカメラ設備	テレビカメラとして、ネットワークカメラを採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
127	107	第4章	第4節	5	動力制御	「処理設備ごとに電力量計を別途に設置し」とありますが、例えば地下ポンプ室などは別の処理設備に分類されるポンプが同じ盤に納められることとなりますので、設備ごとに分けるのは困難と考えられます。盤ごとあるいは機器ごとの電力量計を測定することとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
128	108	第4章	第4節	9-3-1	カラー[液晶]ディスプレイ付プロセスコンソール	情報処理装置としては制御を行わずデータ処理及び表示とし、第4節 2. 中央監視盤と3. 制御内容に記載の中央監視盤で制御を行うと考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	提案を可とします。
129	109	第4章	第4節	10-1	情報事務監視設備	「LCDコンソール（中央監視）（搬入し尿等計量データ等含む）の運転管理画面の受信および入出力等ができるように管理部にOA-LANを構築し、各居室でLAN接続できるシステム」とありますがこれはデータログのクライアントPC1台を納入し、各居室にLAN用アウトレットを設け、クライアントPCを接続できるようにするというのでしょうか。また「搬入し尿塔計量データ等含む」とは計量装置からの1日の搬入量をデータログにて帳票表示し、修正可能とすることでよいでしょうか。	詳細は受注後の協議とします。

130	110	第5章	第1節	—	土地造成工事	「雨水排水は北側道路側溝に排水すること」とありますが具体的にどこを指しておりますでしょうか。また、雨水の流出量について大仙市等における規制はありますでしょうか。	現在の施設が使用している側溝へ排水することとなります。 (添付資料1をご参照ください。)
131	110	第5章	第1節		土地造成工事	「雨水排水は北側道路側溝に排水」とありますが、具体的な場所をご教示ください。	No. 130のとおりです。
132	110	第5章	第2節	2	雨水排水工事	北側道路の雨水排水側溝は閉止中の場合、雨水排水の接続位置をご教授願います。またその時に接続仕様をご教授願います。	No. 130のとおりです。
133	110	第5章	第3節	—	駐車場工事	「来客用 [3] 台の駐車場を設ける」とありますが、運営・維持管理職員用は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。既存施設解体までは既存施設の駐車場を使用することを想定しています。
134	110	第5章	第3節		駐車場工事	「来客用[3]台の駐車場を設ける」とありますが、運転員用駐車場は各社提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 133のとおりです。
135	110	第5章	第4節	—	洗車場工事	洗車場は壁のみで囲われたスペースで計画してもよろしいでしょうか。	屋根付きとしてください。
136	111	第5章	第5節	—	門・囲障工事	既存施設（大曲仙北広域中央し尿処理センター）の解体工事時期をご教示願います。	供用開始後の令和7年度、令和8年度の2ヶ年を想定しております。
137	111	第5章	第5節	—	門・囲障工事	門・囲障工事は工事対象外とありますが、前面道路に沿った敷地境界への門・囲障設置が不要で、その他敷地境界への囲障設置は必要と解釈しますがよろしいでしょうか。	本工事では囲障の設置は不要です。
138	111	第5章	第7節	—	既存設備撤去工事	樹木の撤去は建設予定地の支障のある範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	111	第5章	第7節	—	既存設備撤去工事	撤去対象の予備貯留槽は事業者任意のタイミングで撤去できるものと考えてよろしいでしょうか。また、予備貯留槽の浚渫・清掃作業は、一般廃棄物であることから組合様にて事前に対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	撤去時期については、お見込みのとおりですが、予備貯留槽の浚渫・清掃作業については、費用を含めて事業者の範囲となります。
140	111	第5章	第8節	2	分析用主要機器および備品	分析室備品は[]になっているため、必要な試験対象項目を提案し、分析室備品を提案することが可能と考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	お見込みのとおりです。
141	116	添付資料①	—	—	仕上げリスト	作業員控室には和室は必要でしょうか。	各社の提案とします。
142	117	添付資料②	—	—	建築機械リスト	作業員控室の換気種別が2種となっておりますが、全熱交換型の1種としてもよろしいでしょうか。	可とします。
143	120	添付資料③	計装一覧表	4	脱臭設備	酸、アルカリ、次亜塩素酸の型式は超音波式となっておりますが、水位が測定可能でアナログ出力可能、実績があれば別途、計装機器を提案可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
144	120	添付資料③	計装一覧表	6	受変電設備	各主幹電力は各変圧器主幹盤ごとの電力値を計測するように考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとします。
145	121	添付資料④	—	—	指定メーカーリスト	リスト以外のものを使用しようとした場合は、会社概要、製品説明、実績等の資料を提出し、同等以上と認められれば、別のメーカーを提案することが可能と考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	お見込みのとおりです。
146	添付資料④	—	—	—	指定メーカーリスト	「リスト以外のものを使用しようとする場合は、会社概要、製品説明、実績等の資料を提出すること。」とありますが、実施設計時に提出するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、同等以上と認められなければ採用は不可であることを留意してください。
147	別添資料1	—	—	—	現況平面図	本図（測量図）に敷地境界線及び工事範囲を明示した資料及びCADデータをご提供願います。	工事範囲等は要求水準書【設計・建設工事編】別添資料2（施設配置計画図（案））をご参照ください。現況平面図のCADデータは別添資料1のとおりです。
148	別添資料2	—	—	—	施設配置計画図（案）	本図のCADデータをご提供願います。	別添資料2のとおりです。
149	別添資料5	—	—	—	下水道埋設管位置図	本図のCADデータをご提供願います。	大仙市様との協議が必要であるため、受注後の協議とします。

150	別添資料6	—	—	—	下水道処理水取水位置図	放流渠内でポンプ設置等の工事にあたり、下水道処理水の停止可能期間をご教示願います。また、本図のCADデータをご提供願います。	No.78のとおりです。なお、CADデータはご提供できません。
151	別添資料6	—	—	—	下水道処理水取水位置図	取水点が下水道処理施設敷地内となっておりますが、取水設備設置にあたり使用の協議は組合様にてご対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、協議に必要な図面及び説明資料、届出書等の作成や協議への同席や説明等、事業者に協力を求めることがあります。
152	別添資料6	—	—	—	下水道処理水取水位置図	下水道処理施設内への取水設置が困難な場合、下水道処理施設外の設置箇所をご教示ください。	場外の隣地や組合敷地を想定しています。詳細は受注後の協議になります。
153	別添資料6	—	—	—	下水道処理水取水位置図	ポンプ設置にあたり施工期間に下水道処理水の放流を一時的に止めていただくことは可能でしょうか。	No.78のとおりです。
154	別添資料6	—	—	—	下水道処理水取水位置図	希釈水取水位置の水位は、別添資料6に示されている放流水路底盤レベル差450mm(+22,354~+21,904)を常時確保されていると考えてよろしいでしょうか。	自然流下により放流しているため、放流量が少ない時は、レベル差450mmが確保されていない場合があります。
155	別添資料7	—	—	—	上水埋設管位置図	上水道の埋設深さや圧力を把握できる資料をご提示願います。	0.3MPa。深さについては凍結深度45cm以下と想定されます。
156	別添資料7	—	—	—	上水埋設管位置図	上水道管の分岐はVP75の本管からでしょうか、もしくはPP25からでしょうか。	本管からの分岐となります。
157	別添資料8	—	—	—	既存設備図	既設予備貯留槽の埋設配管ルートをご教示ください。	添付資料2のとおりです。
158	別添資料8	—	—	—	既存設備図	既設2号井戸および井戸ポンプが記載してありますが、撤去対象でしょうか。また、撤去対象の場合、事業者任意のタイミングで撤去できるものと考えてよろしいでしょうか。	現段階では、撤去対象外とします。
159	別添資料8	—	—	—	既存設備図	既存設備（予備貯留槽、屋外機器設置基礎）については、杭はないものと考えてよろしいでしょうか。杭があるようであれば、その撤去の要否と杭関連の図面をご提示願います。	杭はありません。
160	別添資料8	—	—	—	既存設備図	撤去対象となる既存設備（予備貯留槽、屋外機器設置基礎等）には、アスベスト含有物はないものと判断してよろしいでしょうか。アスベスト含有物がある場合、資料をご提示願います。	アスベスト含有物はありません。
161	別添資料8	—	—	—	既存設備図	既存設備（予備貯留槽）の撤去着手時は、貴組合にて槽内の清掃が完了した状態であるものと考えてよろしいでしょうか。	内容物の除去、槽内清掃も本工事に含まれるものと考えてください。
162	別添資料8	—	—	—	既存設備図	既存施設で使用中のNo.2井戸について、井戸形状（井戸径・ケーシング布設状況等）が分かる資料をご提示願います。また、井水の水質データ及び取水可能量をご教示願います。	添付資料3のとおりです。井水は分析用の試料を提供しているため、そちらを参考にしてください。なお、工事における既存井戸水の使用は不可とします。
163	別添資料8	—	—	—	既存設備図	建設用地内の既設処理施設近辺にあるマンホールに関して、撤去対象でしょうか。また、どのようなルート及び仕様のものなのか図面等をご教示願います。	添付資料1のとおりです。雨水排水ルート等については、問題が無ければ使用していただいて構いません。
164	別添資料8	—	—	—	既存設備図	建設用地内には、既存施設の基礎等残置及び埋設物は無しと考えてよろしいでしょうか。資料がない場合は、見積計上できないため、受注後埋設物による工事費が増大した場合は貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、具体的には契約協議において協議します。
165	別添資料8	—	—	—	既存設備図	本工事で撤去する屋外機器設置基礎（As表記部）について、現地確認したところコンクリート土間となっております。コンクリート土間の厚みは200mm程度と考えて宜しいでしょうか。御教授願います。	200mmより薄いと考えられます。
166	別添資料10	—	—	—	(参考)し尿等搬入出量データ	浄化槽水張水取水水量ですが、既存処理施設の2か所ある水張水取水口からの取水実績値と考えてよろしいでしょうか。また、単位はkLと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。kLに訂正いたします。
167	別添資料10	—	—	—	(参考)し尿等搬入出量データ	令和3年度分のデータをご提供願います。	添付資料4のとおりです。
168	別添資料10	—	—	—	現況平面図	工事範囲内に設置されている既設井戸ポンプの仕様（流量、揚程、動力など）をご教示願います。	添付資料3のとおりです。

169	別添資料10	—	—	—	浄化槽水張水取水量	単位が「L」ですが、「KL」の間違えでしょうか。	「KL」に訂正します。 なお、要求水準書【設計・建設工事編】別添資料10に記載している浄化槽水張水取水量は放流水からの取水量であり、別途井水から取水している場合（取水量は不明）もあるため、本水量はあくまで参考として下さい。
-----	--------	---	---	---	-----------	--------------------------	--

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	第2章	第1節	4	(2) 放流：大曲市公共下水道	下水道への放流料金は受託者負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	第2章	第1節	4	(4) プロセス用水	プロセス用水として用いる井水は無償提供いただけるとの考えでよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】のとおり、井戸は新設してください。
3	4	第2章	第1節	4	(5) 希釈水	希釈水として用いる公共下水道の放流水は無償提供いただけるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	第2章	第1節	4	(7) 電話	「受注者用の必要数を確保する。」とありますが、事業期間終了時は回線ごと撤去という解釈でよろしいですか。	事業期間終了後は回線は残し、契約のみ解除してください。
5	5	第2章	第2節	2	し尿等の搬入時間	「祝祭日を含む月曜日～金曜日」とありますが、年末年始等を除く祝祭日（月一金）も搬入があるのでしょうか。	受入日は、月曜日から金曜日（祝祭日を含む）、年末は12月30日正午まで（土、日の場合は休み）、年始は1月4日から（年末年始の休日が長い場合は1月3日からの場合もある）となります。また、構成市町及び組合の催事等により別途受入日となる場合があります。
6	6	第2章	第3節	1	放流量	「放流量 [680] m3/日以下とする。」とありますが、要求水準書【運営・維持管理業務編p16第4章第3節2に、「本施設供用当初数年間は、定期的に計画処理能力を上回るし尿等が搬入されることが予想される」とあり、計画処理量または搬入し尿等の性状を大きく超えた搬入があった場合は、それを超えてもよろしいでしょうか。	原則不可としますが、必要に応じて協議します。
7	9	第2章	第3節	5	振動	工事着手前（現状）の敷地境界線における振動値の場所とデータをご教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料13をご参照ください。また、新施設の敷地境界線の詳細については、本組合との協議により定めます。
8	9	第2章	第4節	—	場外処分	沈砂、し渣（発生する場合）の場外処分（大曲市北広域中央ごみ処理センターへの搬送）について、走行ルート及び公道・私道の区分をご教示願います。	北側のルートを走行し200m位の距離となります。
9	11	第2章	第12節	—	「設計・建設工事」への協力	「設計・建設に支障を来さないよう、運営・維持管理を行う」とありますが、2業務に履行期間に重複はないことから、選任する責任者については総括責任者が兼ねるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載している運営・維持管理を行う現場総括責任者と理解して下さい。
10	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	運営・維持管理修了確認のため第三者機関による機能検査を実施することとありますが、想定されている第三者機関がございましたらご教示願います。	特に想定はしていません。
11	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	第三者機関による機能検査とありますが、精密機能検査と同義と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	天災（気象）等の影響により精密機能検査を実施する際は、運営事業者の費用負担外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	16年目以降の運転について、運営事業者に瑕疵は無いものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、明渡し基準を満足して明渡し完了していることが必要です。
14	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	「明け渡し前に適当な引き継ぎ期間を設けて」とありますが、期間については受託者提案によると考えてよろしいでしょうか。	受注後の協議とします。
15	13	第2章	第14節	—	明渡し基準	分析試薬等は、補充が必要な消耗品に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	施設引渡しリストと同等分を補充してください。

16	13	第2章	第14節		明渡し基準	「予備品や消耗品等については、12ヶ月間使用できる量を補充して明け渡すこと。」の消耗品に薬品は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	施設引渡しリストと同等分を補充してください。
17	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	参加申請時から令和7年4月の運営・維持管理業務まで約3年間の期間があるため、入札参加申請時に申請した現場総括責任者が傷病をはじめとする諸事情により配置が困難になる場合があります。その場合は、貴組合と協議のうえ、当該入札時の現場総括責任者の要件を満足する同等の技術者を充当することで、現場総括責任者の変更を許可していただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	電気主任技術者については、みなし設置者制度を活用することで当該資格者及び保安業務を外部専門業者に再委託できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「なお、し尿処理施設、汚泥再生処理センター又は下水道施設の運転管理の経験を有する廃棄物処理施設技術管理者(し尿処理・汚泥再生処理施設)と電気主任技術者を必ず配置すること。」と記されていますが、電気主任技術者は非常駐または委託としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	14	第3章	第4節	—	勤務日及び時間	「標準的な運営事業者の勤務日及び時間は、本組合に準ずること」とありますが、P5 2. し尿等の搬入時間を指すものでしょうか。	勤務日及び時間は、No.5の受入日及び要求水準書【運営・維持管理業務編】P5 「2. し尿等の搬入時間」を包含するものです。
21	15	第4章	第1節	4	沈砂の取り扱い	「洗砂の搬出先は、本組合所管の大曲仙北広域中央ごみ処理センターとし」とありますが、搬送車の規格(寸法、積載荷重)や搬出時間、曜日、休炉時などの制限条件があれば、ご教示願います。	4t車未満(現行は脱水し渣の搬出には軽トラックを使用)とし、基本は、ごみ処理センターの受入日とし、8時30分から16時30分までとします。
22	15	第4章	第1節	4	沈砂の取り扱い	沈砂の処分費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	15	第4章	第1節	5	し渣(きょう雑物)の取り扱い(発生する場合)	「脱水し渣の搬出先は、大曲仙北広域中央ごみ処理センターとし」とありますが、搬送車の規格(寸法、積載荷重)や搬出時間、曜日、休炉時などの制限条件があれば、ご教示願います。	No.21のとおりとします。
24	15	第4章	第1節	5	し渣(きょう雑物)の取り扱い(発生する場合)	し渣(きょう雑物)の処分費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	15	第4章	第1節	6	資源化物(助燃剤)の取り扱い	「助燃剤の搬出先は、大曲仙北広域中央ごみ処理センターとし」とあり、次項には、「覆蓋式もしくはコンテナ式等、臭いの漏れない対策を施した車両」とありますが、搬送車の規格(寸法、積載荷重)や搬出時間、曜日、休炉時などの制限条件があれば、ご教示願います。	No.21のとおりとします。
26	15	第4章	第1節	6	資源化物(助燃剤)の取り扱い	資源化物(助燃剤)の利活用費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	15	第4章	第1節	6	資源化物(助燃剤)の取り扱い	沈砂、し渣、助燃剤については、事業者は運搬費のみを見込むことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	15	第4章	第1節	7	助燃剤搬出車両	事業者が調達する助燃剤の搬出車両について、ごみ処理センター側で車両サイズの制限や受入量制限などがあればご教示願います。	No.21のとおりとします。
29	15	第4章	第1節	7	助燃剤搬出車両	沈砂の搬出に助燃剤搬出車両を兼用できると解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。 ただし、沈砂及びし渣と助燃剤を混載し、搬出することは不可とします。
30	16	第4章	第2節	2	受付	し尿等の搬入車両の時間当りの最多搬入台数をご教示願います。	営業開始時に混雑する場合があります、最大で20台程度です。
31	16	第4章	第2節	3	計量管理	「搬入時に地域ごとの混載割合を簡易に調整できるシステムを計量装置に導入すること」とありますが、導入するシステムは設計・建設工事にて導入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	16	第4章	第2節	3	計量管理	薬剤の搬入車等においても計量器において記録・確認することとなっておりますが、計量証がすでにある場合は、計量する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

33	16	第4章	第2節	5	受入室監視	受入監視について、受入室（受入監視室）に監視員は常駐すべきでしょうか。	計量の担当者と兼務を想定しています。
34	16	第4章	第2節	5	受入室監視	混載車両があるということですが、受入作業において、搬入業者様への受入場所の指導も受注者所掌でしょうか。	お見込みのとおりです。
35	17	第4章	第3節	2	運転管理（適正運転）	「本施設供用当初数年間は、時期的に計画処理能力を上回るし尿等が搬入されることが予想される」とありますが、予想される搬入量をご教示願います。	要求水準書【運営・維持管理業務編】添付資料②及び要求水準書【設計・建設工事編】別添資料10を参考に想定してください。
36	17	第4章	第3節	2	運転管理（適正運転）	「本施設供用当初数年間は、時期的に計画処理能力を上回るし尿等が搬入されることが予想される」とありますが、計画処理量に対してどの程度の乖離が許容範囲内であるかご教示願います。	受注後の協議とします。
37	17	第4章	第3節	2	運転管理（適正運転）	「本施設供用当初数年間は、時期的に計画処理能力を上回るし尿等が搬入されることが予想される」とありますが、運転時間の延長（休日の運転）あるいは短縮も必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、できるだけ運転時間内におさまるよう運転してください。
38	17	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	「下水道放流水」の分析項目は、7頁の第2章第3節2項の項目と解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
39	17	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	悪臭、騒音、振動の分析は、分析業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、第3者機関への分析業務委託は不要と考えてよろしいでしょうか。	分析業務範囲内とお考え下さい。測定頻度は年1回以上とし、第三者機関の計量証明を要してください。
40	17	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	表-1の計測項目及び頻度のうち、処理工程別水質については、機器の運転管理への利用を想定しているため、計量証明は不要と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
41	18	第4章	第5節	1	点検計画及び維持・補修計画の策定	年度別計画とは、要求水準書【設計・建設工事編】p19第1章第9節4_6)の、(1)施設長寿命化総合計画（施設保全計画）を示すという理解でよろしいでしょうか。	毎年度策定する点検・整備計画を指します。
42	18	第4章	第5節	2	長寿命化計画の見直し	「設計・建設業務で策定された長寿命化計画（施設保全計画）」とありますが、要求水準書【設計・建設工事編】p19第1章第9節4_6)の、(1)施設長寿命化総合計画（施設保全計画）が該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	18	第4章	第5節	3	点検・検査（槽内清掃）	既設における水槽の清掃（浚渫）について、実施頻度、高圧洗浄車/吸引車の手配実態及び処分先等の実績をご教示願います。	県外の業者に春・秋の年2回依頼しています。
44	18	第4章	第5節	3	点検・検査（精密機能検査）	維持管理業務において、精密機能検査の実施は所掌外と考えてよろしいでしょうか。	法定検査に含むため、所掌内です。
45	19	第4章	第5節	4	補修・修繕	槽内防食補修の内容及び実施時期は受注者の提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	19	第4章	第5節	4	補修・修繕	「改良保全」は、運営事業終了時の復旧対象外と解釈してよろしいですか。	改良保全箇所については、引渡し時点までの復旧をする必要はありません。
47	19	第4章	第5節	6	点検・補修記録の作成・報告	設備台帳システムに関しては電子システムで整備すること以外の特別な条件は無く、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。また、設計期間中に設備台帳システムを構築すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	20	第4章	第6節	—	環境管理業務	「環境管理業務」とは、場外における環境管理（7～9頁の悪臭、騒音、振動等）と解釈してよろしいですか。	環境管理業務とは、環境保全を含め、作業環境保全も含めた業務を指します。
49	20	第4章	第6節	—	環境管理業務	「作業環境保全」とは、運操作業エリアの労働安全基準値を半年ごとに測定し、基準値によって保全対応するようなことと解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
50	21	第4章	第7節	2	施設情報等データ管理	(7)印刷管理とはどのようなものを想定しておりますでしょうか。こちらは、設備台帳システムに入っている一部データを印刷して提出するという考えでよろしいでしょうか。	設備台帳システムの印刷・提出・保管を含みます。

51	22	第4章	第8節	3	資源物・残渣物の搬出	「資源物及び残渣物の搬出時間は、大曲仙北広域中央ごみ処理センターの搬入可能時間に準拠して計画すること。」とありますが、大曲仙北広域中央ごみ処理センターの修繕などによる、受入れ停止はないものとして計画してよろしいでしょうか。	計画策定時に本組合との協議とします。
52	22	第4章	第8節	3	資源物・残渣物の搬出 (資源物・残渣物の搬入可能時間)	大曲仙北広域中央ごみ処理センターの搬入可能な具体的な時間帯をご教示ください。	No. 21のとおりです。
53	23	第4章	第9節	2	見学者対応	現在、貴組合が行っている見学者対応の内容（1回あたりの見学者人数、頻度、手順、見学ルート、1回あたりの時間など）についてご教示願います。	現在は、見学者が少なく年2組程度であり、1時間以内で説明を行っています。
54	23	第4章	第9節	5	清掃	植栽管理（剪定・除草）の実施頻度は、事業者裁量にて繁茂状況に応じた対応と考えてよろしいでしょうか。	詳細は受注後の協議とします。
55	23	第4章	第9節	5	清掃	除雪及び植栽の手入れの範囲は、本施設建設予定地内と考えてよろしいでしょうか。	植栽については現在管理されている現施設敷地内及び旧焼却施設跡地も対象としますが、現施設敷地内については、現施設の解体と関連するため、受注後の協議とします。 除雪についても同様に受注後の協議とします。
56	23	第4章	第9節	5	清掃	「除雪（本施設の運営に支障をきたさない範囲）」について、運営に支障をきたす場合は、組合様の支援はいただけますか。	事業者において除雪を行ってください。
57	23	第4章	第9節	5	清掃	「植栽等」について、管理の必要な範囲及び植栽種類をご教示ください。	現在管理している樹木を対象としますが、現施設の解体と関連するため詳細は受注後の協議とします。
58	23	第4章	第9節	6	警備	「運営事業者は、本施設内の施設警備・防犯システムを自ら構築し、24時間監視体制を整備すること」とありますが、警備会社等との契約は組合様、費用負担と対応は運営事業者が行うと考えて宜しいですか。（運営事業者が契約すると警備業法に抵触する可能性があります）	運営事業者をみなし設置者とする場合、運営事業者が契約可能になると思われるため、詳細は受注後の協議とします。
59	23	第4章	第9節	6	警備	「運営事業者は、本施設内の施設警備・防犯システムを自ら構築」とありますが、構築するシステムは設計・建設工事にて導入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	26	添付資料①	—	—	資源物・残渣物の搬出	資源物と残渣物は混合で搬出することは可能でしょうか。	不可とします。
61	26	添付資料①	—	—	近隣対応（住民対応）	近隣対応（住民対応）における事業者の「相応の責」とは、要求水準書【運営・維持管理業務編】p23第9節1.の「運営事業者は、常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得られるよう努めること。」に示される、事業者の近隣住民に対する事前説明不足などを指すものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	26	添付資料①	—	—	モニタリング	精密機能検査は貴組合の所掌と考えてよろしいでしょうか。	No. 44のとおり、法定検査に含むため、受注者の所掌内となります。
63	27	添付資料②	—	—	計画年間処理量の見込み	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料12と数値が異なりますが、運営・維持に関する積算は、本表を正として良いでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料12は計画処理量（kL/日）、要求水準書【運営・維持管理業務編】添付資料②は計画年間処理量（kL/年）を示しています。運営・維持に関する積算は要求水準書【運営・維持管理業務編】添付資料②の計画年間処理量に基づき実施してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

3 落札者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	第2章	3	ウ	提案書の基礎審査	提案書の基礎審査の際に提案事項間の齟齬と見なされた場合、説明の機会を頂けると考えてよろしいでしょうか。	基礎審査における提案事項の疑義について、本組合から質問する場合はあります。
2	6	第2章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額は、大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領の調査基準価格を参考に算出されると考えてよろしいでしょうか。	定量化限度額は開札時に公表します。
3	6	第2章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額は公表されるでしょうか。される場合は時期をご教示願います。	定量化限度額は開札時に公表します。
4	6	第2章	6	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額の公表をされない場合でも、その算定式（算定方法）はご教示いただけますでしょうか。	定量化限度額は開札時に公表します。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

4 様式集に対する質問

No.	様式	項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	一覧表及び様式第8号-1~4	-	-	一覧表と様式第8号-1~4号まで、表記部分(第3章2・・)と、入札説明書の表記部分に相違があります。入札説明書を正として宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。
2	様式第3号	構成員及び協力企業一覧表	-	代表企業、本施設の設計・建設を行う者は、入札参加資格申請を提出している当社の支店名を記載しますが、担当者は東京本社に籍を有する者としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式第5号	6 添付書類	-	大仙市入札参加資格がある証明として、大仙市R3,4年度登録業一覧(抜粋)もしくは、登録完了のメール控でも構いませんか?	可とします。
4	様式第6号	委任状(代表企業)	-	設計・建設、運営を1社で行う場合、本委任状は必要でしょうか?	該当なしと記載し、提出願います。
5	様式第7号	委任状(代理人)	-	本社から支店への委任を行う場合、支店も建築、清掃施設の許可を所有している必要がありますか?	本様式は代理人への委任状になります。参加資格を満たすのが本社であり、実際の契約交渉等が支店等になること自体を妨げるものではありません。
6	様式第8号-1	「入札説明書 第3章2(2)(エ)」に規定する施設の設計・建設工事実績	-	書類名称は「入札説明書 第3章 2(2)(エ)」に規定する施設の設計・建設工事実績ですが、「入札説明書 第3章 2(1)(オ)」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式第8号-1	「入札説明書 第3章2(2)(エ)」に規定する施設の設計・建設工事実績	-	「入札説明書 第3章2(2)(エ)」に規定する」とありますが、「入札説明書 第3章2(1)(オ)」に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	様式第8号-2	「入札説明書 第3章 2(3)(ア)」に規定する施設の運転管理業務実績	-	書類名称は「入札説明書 第3章 2(3)(ア)」に規定する施設の運転管理業務実績ですが、「入札説明書 第3章 2(2)(ア)」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式第8号-2	入札説明書 第3章2(3)(ア)に規定する施設の運転管理業務実績	-	「入札説明書 第3章2(3)(ア)」に規定する」とありますが、「入札説明書 第3章2(2)(ア)」に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式第8号-2	入札説明書 第3章2(3)(ア)に規定する施設の運転管理業務実績	運転管理期間	「※ 運転管理期間については、貴社が当該施設において運転管理を担った期間(合計を含む。)を具体的に記述してください。」とありますが、合計とは、提出する契約書の期間に限らず、契約更新により委託を継続している期間との認識でよろしいでしょうか。	期間はお見込みのとおりですが、契約更新をしている場合はその契約書の写しも提出願います。
11	様式第8号-2	入札説明書 第3章2(3)(ア)に規定する施設の運転管理業務実績	運転管理期間	実績として、運転管理期間が現在履行中(3年以上経過済み)の実績も運転管理実績として認められるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	様式第8号-2	入札説明書 第3章2(3)(ア)に規定する施設の運転管理業務実績	施設の概要	施設の概要がわかるパンフレット等の写しについて、パンフレットの他に発注機関がHPに掲載している資料を添付してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式第8号-3	「入札説明書 第3章 2(2)(イ)」に規定する監理技術者の資格及び業務経験	-	書類名称は「入札説明書 第3章 2(2)(イ)」に規定する監理技術者の資格及び業務経験ですが、「入札説明書 第3章 2(1)(ウ)」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式第8号-3	「入札説明書 第3章2(2)(イ)」に規定する監理技術者の資格及び業務経験施設の運転管理業務実績	-	「入札説明書 第3章2(2)(イ)」に規定する」とありますが、「入札説明書 第3章2(1)(ウ)」に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

15	様式第8号-3	「入札説明書 第3章 2 (2) (イ)」に規定する監理技術者の資格及び業務経験	注意書き	注意書きが運転管理業務に関するものと思われるので、本様式の添付資料は、監理技術者資格者証、コリンズの登録内容確認書の写し、契約書の写し等で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式第8号-4	「入札説明書 第3章 2 (3) (イ)」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	—	書類名称は「入札説明書 第3章 2 (3) (イ)」に規定する配置予定者の資格及び業務経験ですが、「入札説明書 第3章 2 (2) (イ)」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式第8号-4	「入札説明書 第3章 2 (3) (イ)」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	—	「「入札説明書 第3章 2 (3) (イ)」に規定する」とありますが、「入札説明書 第3章 2 (2) (イ)」に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	様式第8号-4	入札説明書第3章2(3)(イ)に規定する配置予定者の資格及び業務経験	運転管理業務経験	業務経験は履行中の業務を記載するという理解でよろしいでしょうか。	業務経験は、現場総括責任者として完了した業務及び履行中の業務としてください。
19	様式第8号-4	入札説明書第3章2(3)(イ)に規定する配置予定者の資格及び業務経験	業務を実施した施設の設置者	様式8号-4 運転管理業務経験の記入項目として、業務を実施した施設の設置者とありますが、本項目の設置者とは、業務を実施した施設を設置した事業者（都道府県、市町村または一部事務組合等、あるいは民間企業）の名称を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	記入上の留意点	要求水準に対する設計仕様書は、施設計画図書に添付するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	記入上の留意点	「A4版・縦で作成すること」とございますが、A3版・横の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
22	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	—	A4版・縦で作成することとありますが、表紙をA4版・縦、記入表はA3版・横（A4版に折込み）と考えてよろしいでしょうか。また、CD-Rに保存して提出データとありますが、「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」に加えて「要求水準に対する設計仕様書（記入表）」のMicrosoftExcelデータを入れて提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	全般	要求水準書と第11号-1(Excel)の要求水準欄記載内容が異なる場合、要求水準書を正としてよろしいでしょうか。その場合、Excelの要求水準欄の修正の可否をご教示願います。	お見込みのとおりです。 要求水準書欄の修正は不要です。
24	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	第3章 第2節 4-4 細砂水切装置	要求水準書に記載がないので不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式第11-1	要求水準に対する設計仕様書	記入表	追加の機器、仕様は一番下の行（3522行）以降に追記することとありますが、当該一番下の行である4. 館内案内板 3)数量である2409行以降に追記してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式第12号 (別紙2)	入札価格参考資料（運営・維持管理業務に係る対価）	変動費単価	「※2 提案単価は円単位とし、その端数は切り捨てとすること。」とありますが、変動費の単価も円単位とし、その端数は切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	様式第12号 (別紙3)	入札価格参考資料（組合のライフサイクルコスト）	「計画処理量」の行の追加	委託契約書p27別紙3_1に記載の、「運営・維持管理業務委託料Aの、■各支払期の支払金額＝各支払期の処理量（kL/年）×変動費単価（円/kL）」が分かり易いように、「計画処理量」の行を追加してもよろしいでしょうか。	不可とします。
28	様式第12号 (別紙3)	—	将来改定後の変動費単価	様式第12号（別紙2）に「提案単価は円単位とし、その端数は切り捨てとすること。」とあるので、物価変動による改定後の変動費の単価（円/kL）も、1円未満を切り捨てるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	様式第12号 参考資料1	運転管理人員	2. SPCを設立する場合	本欄にはSPCに所属する人員のみを記入し、それ以外の人員は「1. 新大曲仙北広域中央し尿処理センター運転管理人員」の欄に記入すると理解してよろしいでしょうか。	SPCを設立する場合は、運営管理人員も含めて「2. SPCを設立する場合」に記載してください。
30	様式第12号 参考資料2	費用明細書（固定費 i 及び固定費 ii）	—	SPCを設立する場合、SPCの利益はいずれの項目に記入するのをご教示願います。	固定費 i のその他費用に記入をお願いします。

31	様式第12号 参考資料2	費用明細書（固定費 i 及び固定費 ii）	固定費・変動費	事務費のカッコ書きに「電力使用料金（管理部）」とありますが、「管理部」の範囲とはプラント動力を除くすべての建築電力を指すのでしょうか。「管理部」の定義についてご教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】p73をご参照ください。
32	様式第12号 参考資料2～4	費用明細書	固定費・変動費	薬品費（薬剤費）について、薬種毎に固定費と変動費に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず交換・補充が必要となる脱臭用活性炭・消臭剤等については、固定費に分類することと考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
33	様式第12号 参考資料2～4	費用明細書	固定費・変動費	電力使用料金について、設備毎に固定費と変動費に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず電力使用が見込まれる建築設備等については、固定費に分類することと考えてよろしいでしょうか。	電力使用料金については、入札説明書別紙3及び様式第13号-15-1の算出条件を参照して下さい。
34	様式第12号 参考資料3	費用明細書（固定費 iii）	合計	本様式の金額は、様式第12号（別紙3）「固定費iii」および、参考資料8 ■SPCの損益計算書「①営業収入-固定費iii」および、様式第13号-14-2表1と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	様式第13号	技術提案書	—	技術提案書の様式において、必要事項が記載されていれば、視認性を損ねない範囲で、余白範囲の変更及び図枠の装飾等の工夫は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	様式第13号	技術提案書	—	グループ名の部分に「正本のみ記載すること。」との記述がありますが、副本は空欄として提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	様式第13号-●	技術提案書	—	提示いただいている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	様式第13号-●	技術提案書	—	本様式のみ「第13号-●様式」との表記になっておりますが、他様式と表記を統一するため「様式第13号-●」としてもよろしいでしょうか。	様式第13号-●としてください。
39	様式第13号-12-1	地域貢献（設計・建設事業）の内訳	—	「※2 管内企業とは、組合管内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業をいう。」とありますが、組合構成市町の入札参加有資格者名簿において、「市内」、「町内」と区分されている企業も管内企業と理解してよろしいでしょうか。	管内企業は、組合管内に事業所（許認可登録を必要とする業種にあっては、当該認可等を受けている事業所）等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業とします。
40	様式第13号-12-1	地域貢献（設計・建設事業）の内訳	—	「※3 地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。」とありますが、管内企業と共同企業体を設立した場合、共同企業体における管内企業の出資額を管内企業への発注額として、計上することができると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	様式第13号-12-1	地域貢献（設計・建設事業）の内訳	※3	設計・建設工事において、地元企業と共同企業体を設立した場合、構成員となった地元企業の請負金額は、地元企業への発注金額には計上できないと考えてよろしいでしょうか。	No. 40のとおりです。
42	様式第13号-12-1	地域貢献（設計・建設事業）の内訳	—	「※3 地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。」とありますが、建設事業者が管内企業と構成した共同企業体（共同施工方式）となった場合、管内企業への発注額（一次下請、二次下請）の計上方法をご教示願います。	共同企業体を構成する管内企業からの一次下請、二次下請への発注額は計上できません。
43	様式第13号-14-1	主要機器の耐用年数	整備スケジュール	業務期間外の整備スケジュールは、評価対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	本業務期間外の整備スケジュールも含めて評価対象となります。
44	様式第13号-14-2	整備・補修費一覧表	表2	本表は、「設計仕様書に記載している機器のうち、施設性能（放流水室等）の達成に直接必要な機器等のみ計上すること」とあるため、表1の金額とは異なる金額が記入されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、様式第13号-14-2 表1には施設性能の達成に直接必要な機器以外も計上してください。
45	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	—	処理単価（円/kL）は、「運営・維持管理業務委託契約書p29別紙3_3（1）※1」に「各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨て」と記載がありますが、金額の小さな項目は0円となるので、ここでは小数点以下2位以下切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	可としますが、合計の提案単価は1円未満切り捨てとしてください。
46	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	処理単価	処理単価（円/kL）は、「運営・維持管理業務委託契約書p29別紙3_3（1）※1」に記載のある、「各支払い時期の運営・維持管理業務に係る対価は、1円未満を切り捨て」と考えてよろしいでしょうか。	No. 45のとおりです。

47	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	算出条件	「9. 様式第12号等との整合に留意すること。」とありますが、「様式第12号」は1. の「定格運転（365日/年）」ではなく、各年度の計画処理量に基づく用役量となるため、整合しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	変動費の提案単価が整合するという意味です。
48	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	【電力費】	様式第13号-15-2は、「施設性能（放流水質等）の達成に直接必要な機器のみ計上」なので、それ以外の機器や建築電力量を含む「様式第13号-15-1」との用役量は整合しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	【電力費】	基本料金は、圧縮計算後の契約電力を記載するという考えでよろしいでしょうか。また、基本料金の用役費は、力率割引を考慮した金額と考えてよろしいでしょうか。	圧縮計算および力率割引についての適用可否は、貴社のご判断により決定ください。
50	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	【電力費】	電力量料金を、様式第12号（別紙3）の区分と整合させるため、固定費 i と変動費に区分すると考えてよろしいでしょうか。また、電力量料金の単価は、夏季、その他季の従量料金単価に、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価を加重平均した単価を記載すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	【下水道料金】 用役量	【下水道料金】の用役量において、基本水量を、下段の単位と同じくし、「m3/月」より「m3/年」としてもよろしいでしょうか。	可とします。
52	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	【下水道料金】 単価	【下水道料金】の単価の表示を、用役費（円/年）が少額なので、計算の整合をするため、消費税抜き、小数点第2位以下切り上げの表記としてよろしいでしょうか。	小数点第2位以下切り捨てとしてください。
53	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	算出条件	「5. 電気用役量は、プラント設備や処理部の照明等の処理部にかかる電気用役量を計上する。」とあるため、管理部にかかる電気用役量のみを除外して計上するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 管理部にかかる電気料金は固定費 i に計上してください。
54	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	算出条件	「6. 用役費には、生活用水は含まない。」とありますが、本事業ではプロセス用水には井水、希釈水には下水道放流水を使用することから、本様式には水道費の記入は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	様式第13号-15-1	維持管理費内訳表	算出条件	「8. 提案単価を記載した上で「単価根拠」の説明と資料添付すること。」とありますが、「提案単価」とは、本様式の「処理単価」に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	様式第13号-15-2	契約電力・使用電力量	使用電力量	使用電力量の計算において、機器毎に、平日運転、24時間運転等の違いがあるため、使用電力量の計算結果が単純な乗算計算では算出不可のため、結果だけを記載するという考えでよろしいでしょうか。	根拠が分かるように記載して下さい。
57	様式第13号-15-2	契約電力・使用電力量	契約電力	「契約電力」は、圧縮計算しない数値と考えてよろしいでしょうか。	圧縮計算についての適用可否は、貴社のご判断により決定ください。
58	様式第13号-15-2	契約電力・使用電力量	設備名	建築電力についても、様式第13号-15-2の枠を増やして記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	地元雇用	地元雇用の定義として※4に記載がありますが、「雇用」とは「新規採用」のことでなく、※4の条件を満たせば会社として継続雇用している従事者のことも指すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	賃金（平均年収）	賃金に含まれる項目について、給与、賞与及び各種手当のほか、会社の販売管理費全般も含む形との考えでよろしいでしょうか。	賃金については、平均年収と考えてください。
61	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	賃金（平均年収）	将来にわたる人事異動は予測が難しく、賃金を想定しても精度が確保できません。1人あたりの賃金を貴組合が指定する一律同額を設定するなど、ご検討いただけませんか。	各社の提案によることから、組合での提案はできません。賃金の改定等による契約書類等の乖離については、協議いたします。
62	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理業務）の内訳	※3	SPCを設立した場合は、地元企業への発注額として計上できる金額は、SPCから地元企業へ発注される金額との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

63	様式第13号-16-1	地域貢献（運営・維持管理事業）の内訳	—	<p>「※2 管内企業とは、組合管内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業をいう。」とありますが、組合構成市町の入札参加有資格者名簿において、「市内」、「町内」と区分されている企業も管内企業と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>管内企業は、組合管内に事業所（許認可登録を必要とする業種にあつては、当該認可等を受けている事業所）等を有し、かつ、入札公告日時点において大仙市、仙北市及び美郷町のいずれかの入札参加資格を有する企業とします。</p>
64	様式第15号-1	提案図書概要版	—	<p>提示いただいている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1							
2							

- ※1 質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ※2 質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。
- ※3 項目の数字入力には半角を使用すること。
- ※4 1～8まで1つのエクセルファイルで作成し、シートを分けること。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

6 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1							
2							

- ※1 質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- ※2 質問数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。
- ※3 項目の数字入力には半角を使用すること。
- ※4 1～8まで1つのエクセルファイルで作成し、シートを分けること。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	第1条	2	(4)	総則	昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる影響については、「その他の自然災害」として不可抗力に含まれると理解してよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症にかかる影響については、不可抗力に含みません。
2	4	第5条の2	2	—	著作権の譲渡等	「前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、実施設計図書に受注者の秘密情報が含まれている場合につきまして、組合様が実施設計図書を公表する場合は、受注者の競争力に影響を与えることがありますので、事前に受注者に確認、承諾を得ていただきますよう、お願いいたします。	建設工事請負契約書(案) に記載のとおりです。
3	4	第5条の2	2	—	著作権の譲渡等	「前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案) に記載のとおりです。
4	4	第5条の2	2	—	著作権の譲渡等	「前項の定めにかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、補修工事や部品の政策をさせるために、受注者以外の第三者に実施設計図書の閲覧、貸与、複写などは行わないようよろしくお願いいたします。	建設工事請負契約書(案) に記載のとおりです。
5	4	第5条の2	6	—	著作権の譲渡等	「発注者は、受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム～を利用することができる。」とありますが、これは本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	第5条の2	6	—	著作権の譲渡等	この条文の主旨をご教示ください。	本事業のために作成したと判断されるものについては、発注者は利用することができることを示しています。
7	4	第5条の2	6	—	著作権の譲渡等	「受注者が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム及びデータベース」とありますが、具体的には何を指すのかご教示願います。	「本事業のために作成したと判断されるもの」となります。
8	7	第10条の5	3	—	事前調査	「事前調査」とは、応札前に実施する調査との理解でよろしいでしょうか。	応札後に実施する調査になります。
9	7	第10条の5	3	6行目	事前調査	「要求水準書等に定める現地調査」とは、どこに記載されていますでしょうか。ご教示願います。	本事業においては要求水準で求める事前調査は設定していません。
10	12	第20条	1	—	工事の中止	本条項では、自然災害や人為的な事象による工事目的物の損害や工事現場の状態の変動が工事中止の対象となっていますが、感染症被害も自然災害のひとつととらえさせていただき、受注者の現場職員および請負会社の現場作業者に指定感染症の感染者が発生した場合も工事の一時中止の対象に加えていただきますようお願いいたします。	指定感染症については工事の一時中止の対象外とします。
11	13	第25条	3	—	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価指数等とありますが、具体的な基準をご教示願います。	運營業務委託契約書(案) 別紙3 運営・維持管理業務委託料を参照ください。

12	27	第56条	2	(3)	秘密保持	情報の開示者自らが公表する等、情報の開示者の責めに帰すべき事由により公知になった情報については、情報の受領者はもはやその情報を秘密情報として取り扱う必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
----	----	------	---	-----	------	--	-------------

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 4年 5月 13日

「新大曲仙北広域中央し尿処理センター施設整備事業」の入札説明書等に関して、以下の質問について、次のとおり回答します。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	別紙内訳書	—	—	—	業務委託料	「業務委託費A」、「業務委託料B」とありますが、様式第12号（別紙2）及び様式第12号（別紙3）の名称に合わせて「業務委託料A」、「業務委託料B」との名称にするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	別紙内訳書	—	—	—	「計画処理量」と「変動費単価」の列の追加	委託契約書p27別紙3_1に記載の、「運営・維持管理業務委託料Aの、■各支払期の支払金額＝各支払期の処理量（kL/年）×変動費単価（円/kL）」が分かり易いように、「計画処理量」と「変動費単価」の列を追加してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
3	1	第1条	4	(3)	総則	昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる影響については、「その他の自然災害」として不可抗力に含まれると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力に含みません。
4	2	第5条	7	—	業務遂行	「本業務に関する周辺住民からの苦情等」とは、この契約に基づく受託者の業務に関する苦情等のみを指し、本事業それ自体に係る苦情については、公共事業であるとの性質から委託者にてご対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、住民対応等については協力を求めることがあります。
5	3	第5条	7	—	住民協定等	貴組合がすでに締結されている住民協定等があれば、ご提示願います。	住民協定を締結しております。協定の内容として、臭気、振動、騒音等の無い施設、洪水等の災害に強い施設の建設、工事車両等の地域内道路の通行の禁止、今後の建設や運営に関して、情報の公開、住民への丁寧な説明等が求められております。
6	3	第5条	7	—	業務遂行	「・・・受託者は、委託者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、・・・」とありますが、この住民協定等を具体的にご教示願います。	No. 5のとおりです。
7	4	第9条	2	—	知的財産権	「委託者は、受託者が委託者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本運営業務委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。また、受託者以外の第三者に実施設計図書の閲覧、貸与、複写などは行わないようよろしくお願いいたします。	運営・維持管理業務委託契約書(案) のとおりとします。
8	4	第10条	2	—	一括再委託等の禁止	「・・・委託者の書面による承諾を得なければならない。」とありますが、金額によらず全ての提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	第12条	5	(2)	本業務の範囲	委託者が実施する搬入車両の検査に協力とありますが、具体的な方法や頻度についてご教示願います。	具体的な方法や頻度については、受注後の協議とします。
10	6	第14条	2	—	業務の基準等	「業務マニュアル」を作成し委託者の承諾を得るとありますが、現在運用されている「業務マニュアル」をご教示願います。	提示できません。詳細は受注後の協議とします。
11	6	第16条	2	—	運転計画及び運転管理マニュアル	「運転管理マニュアル」を作成し委託者の承諾を得るとありますが、現在運用されている「運転管理マニュアル」をご教示願います。	No. 10のとおりです。
12	7	第17条	—	—	業務報告書	「業務報告書」を作成し提出とありますが、現在運用されている各「業務報告書」をご教示願います。	No. 10のとおりです。
13	7	第17条	—	—	業務報告書	(2)月報の作成は当該月の翌月5日までとありますが、要求水準書【運営・維持管理業務編】P22_4では当該月の翌月5営業日以内とあります。どちらを正とすべきかご教示願います。	要求水準書【運営・維持管理業務編】を正とします。

14	7	第19条	—	—	車両・重機等	運営・維持管理に必要な受託者が用意した車両等は、事業期間終了時、組合様または次の運営事業者に引き渡すものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
15	7	第20条	2	—	災害発生時などの協力	「災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量及び性状を超える処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、～委託者は、受託者に発生した合理的な範囲で追加的費用を受託者に支払う。」とありますが、本条項において発生する追加費用は、第44条（不可抗力によって発生した費用等の負担）が適用されると理解してよろしいでしょうか。	受注後の協議とします。
16	8	第22条	—	—	施設見学者等への対応	「本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）からの申込受付、日程調整は委託者が行う。」とありますが、行政視察を含んで、申込受付、日程調整は委託者にて実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	行政視察については、組合にて対応いたします。
17	8	第25条	2	—	緊急時の組織体制の整備等	「緊急対応マニュアル」を作成し委託者の承諾を得るとありますが、現在運用されている「緊急対応マニュアル」をご提示願います。	No.10のとおりです。
18	11	第36条	2	—	搬入管理	処理対象物の処理困難物及び処理不適物の混入防止は、組合様の指導が前提と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	12	第37条	—	—	処理量	「本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。」とありますが、入札説明書38頁別紙4 リスク分担表に受入廃棄物の量の変動による費用の上昇等リスクについては、「注4)受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画処理量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。」とあることから、著しい処理量の変動による費用上昇分の負担については、ご協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	14	第46条	3	—	本施設の改良保全	「第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できることを委託者又は受託者が明らかにした場合、委託者及び受託者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の減額について協議するものとする。」とありますが、成果の果実については、受託者も享受できることを前提に協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	15	第48条	2	—	本事業終了時の明け渡し条件	「委託者は、基本性能が満足していることを確認するため、運営・維持管理期間満了日前に、本施設の機能及び性能確認を実施する。」とありますが、本施設の経年劣化、建築物の外観の汚れ、構内道路全周の再舗装等につきましては対象外とさせていただけないでしょうか。	本施設の経年劣化、構内道路全周の再舗装については対象外とします。
22	15	第48条	3	—	第三者機関による機能検査	第三者機関による機能検査は、第47条4項記載の受託者が運営・維持管理期間満了後において本施設の運営を継続することとなった場合には不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】のとおりとします。
23	19	第59条	—	—	所有権	受託者が運営上設置した什器や搬送車、薬品、消耗品等の所有権は受託者にあるとの理解でよろしいでしょうか。	施設引渡し時のリストにないものについては、お見込みのとおりです。
24	20	第61条			保険	別紙5にて火災保険の記載が無いため、火災保険は貴組合で付保されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	20	第64条	2	(3)	秘密保持	情報の開示者自らが公表する等、情報の開示者の責めに帰すべき事由により公知になった情報については、情報の受領者はもはやその情報を秘密情報として取り扱う必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	21	第66条	—	—	経営状況の報告等	SPCを組成しない場合は、該当しないので削除される条文との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	22	第66条	—	—	株主への支援要請	SPCを組成しない場合は、該当しないので削除される条文との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

28	22	第66条	2		経営状況の報告等	「・・・受託者の事業収支報告書を、受託者の毎事業年度終了後90日以内に委託者に提出しなければならない。」とありますが、SPCを設立しない場合も提出が必要でしょうか。	本事業の収支に関する報告書について、提出してください。
29	27	別紙3	1	—	A①変動費 B②固定費 ii	薬剤費について、薬種毎に変動費と固定費 ii に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず交換・補充が必要となる脱臭用活性炭・消臭剤等については、固定費 ii に分類することが適切と考えますが如何でしょうか。	可とします。
30	27	別紙3	1	—	A①変動費 B①固定費 i	電力使用料金について、設備毎に変動費と固定費 i に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず電力使用が見込まれる建築設備等については、固定費に分類することが適切と考えますが如何でしょうか。	可とします。
31	27	別紙3	1	—	B①固定費 i	事務費のカッコ書きに「電力使用料金（管理部）」とありますが、「管理部」の範囲とはプラント動力を除くすべての建築電力を指すのでしょうか。「管理部」の定義についてご教示願います。	お見込みのとおりです。
32	27	別紙3	1	※2	搬入量の単位	「搬入量の単位は（kL）、小数点以下第2位（10L単位）までを有効桁数とする。」とありますが、小数点以下第2位以下は切り捨てとするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	27, 28	別紙3	1, 2	—	1運営・維持管理業務委託料の算定金額 2 支払スケジュール	運営・維持管理業務委託料A, Bの年間支払回数を12回から4半期毎の4回にしてもよろしいでしょうか。	契約交渉で決定とします。
34	28	別紙3	2	(1)	運営・維持管理業務委託料A(変動費)	運営・維持管理業務委託料A(変動費)の貴組合からのお支払いにおいて、月報数値を確定して提出するのが各月上旬となるため、変動費が確定できるのもその後となるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	28	別紙3	2	(3)	支払いスケジュール	「運営・維持管理業務委託料Aの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/kL）によるものとする。」とありますが、提案変動費は計画値ですので、委託対価は、実績処理量に対する実際に発生した変動費としていただけないでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】のとおりとします。
36	28	別紙3	2	(4)	支払いスケジュール	「運営・維持管理業務委託料B（固定費 i、ii、iii）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額とする。」とありますが、提案固定費は計画値ですので、委託対価は、実際に発生した固定費としていただけないでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】のとおりとします。
37	28	別紙3	2	(4)	運営・維持管理業務委託料B（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）	「運営・維持管理業務委託料B（固定費 i、固定費 ii、固定費 iii）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額とする。」とありますが、端数調整は3月にするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	29	別紙3	3	(1)	人件費	「人件費」の指標は、「毎月勤労統計調査（全国調査）／現金給与総額指数／就業形態計／事業所規模30人以上」とありますが、出典のURLをご教示願います。	次のURLを参照にしてください。 (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&tstat=000001011791&cycle=0&tclass1=000001035519&tclass2=000001144287&tclass3val=0)
39	29	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	本事業は事業期間が長期であり、物価変動等の指標が著しく実態と乖離する可能性があります。そのような場合は、発注者と受注者で協議を行い、使用する指標を見直してもよろしいでしょうか。	見直しの可否を含めて、契約交渉で決定とします。
40	29	別紙3	3	(1)	電気使用量	「固定費 i の電気使用量（管理部）料金」及び「変動費単価（電力等の基本料金等を除く光熱水費の電気使用量）」には、従量料金の他に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額などが含まれます。それらの改定の元となる価格設定の基準は、夏季、その他季などの年間日数での加重平均単価などを用いるなどと理解してよろしいでしょうか。 例：【【夏季単価（夏季従量料金単価＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価）×92日（夏季日数）】＋【その他季単価（その他季従量料金単価＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価）×273日（その他季日数）】】／365日	お見込みのとおりです。

41	29	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	電気使用料金のうち、燃料調整費と再生エネルギー賦課金は、需給契約が変更されていない場合でも、定期的に単価が変動します。指標が著しく実態と乖離しないように、光熱水費のうち電気料金（基本料金を除く）については、「電気使用料金単価の改定率」を参考指標としてもよろしいでしょうか。	契約交渉で決定とします。
42	29	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	電力の使用料金には、燃料費調整額単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が含まれますが、燃料費調整額単価は毎月、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は毎年5月に改定があります。そのため、変動幅が±2.0%以上となる場合は、毎年改定されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	29	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	固定費の補修費等に関する指標を、物価変動の実態に即した国内企業物価指数のはん用機器に変更していただけないでしょうか。	契約交渉で決定とします。
44	29	別紙3	3	(2)	改定の条件	初回の改定について「比較対象は令和4年8月末時点で公表されている最新の指標～」と記載されています。一方で、入札書提出が7月25日迄となっているほか、入札書の様式第12号に「物価上昇分は、考慮しないこと」と記載されているため、入札書類に令和4年8月末時点での指標を反映することができません。本条文の比較対象を「公告時点で公表されている最新の指標」に変更していただけないでしょうか。	契約交渉で決定とします。
45	32	別紙5	—	—	保険	保険の付保を証明する書類としては、貴組合に対して、付保証明書ないしは証券の写しを提出するという理解でよろしいでしょうか。	原本を提出してください。
46	34	別紙6	2	(1)	ア 事前確認 イ 事後確認	地域人材の雇用人数及び雇用金額については、将来の予測が難しいため実施計画書を随時改訂して貴組合の承諾を得るものと考えてよろしいでしょうか。随時改訂できる場合は、様式第13号-16-1との乖離についても貴組合と協議・承諾のうえで許容していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	各社の提案によることから、組合での提案はできません。賃金の改定等による契約書類等の乖離については、協議いたします。